

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成29年2月10日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岩本 信之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 山村 政  
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ダイワ英国高配当株ファンド  
ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続申込期間（平成28年8月11日から平成29年8月10日まで）  
各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年8月10日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、有価証券報告書の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

<略>

<委託会社の概況（平成28年11月末日現在）>

<略>

#### 2 【投資方針】

##### (3) 【運用体制】

<更新後>

<略>

上記の運用体制は平成28年11月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### 3 【投資リスク】

<更新後>

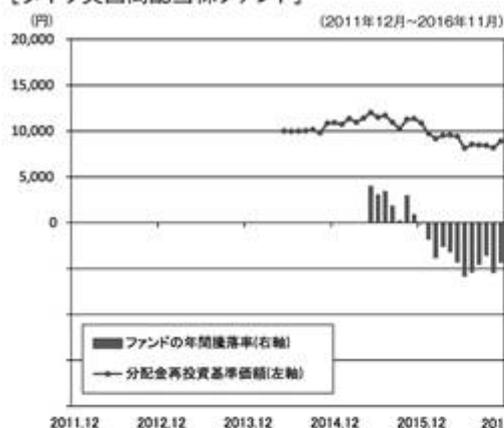
<略>

## 参考情報

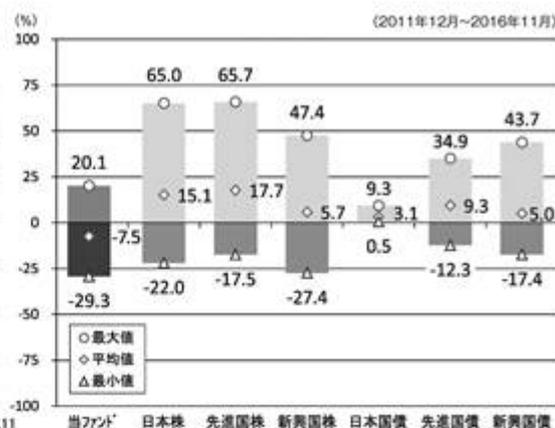
- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

## ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

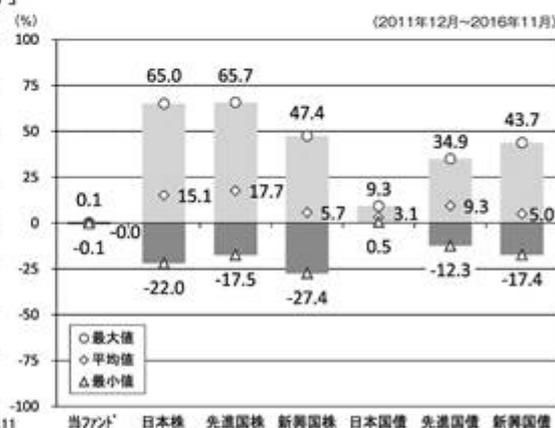
## 【ダイワ英国高配当株ファンド】



## 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



## 【ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

## ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）  
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）  
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）  
 日本国債：NOMURA-BPI国債  
 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）  
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

## ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 【手数料等及び税金】

## (5) 【課税上の取扱い】

&lt;更新後&gt;

&lt;略&gt;

( ) 上記は、平成28年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

&lt;略&gt;

## 5 【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

## 【ダイワ英国高配当株ファンド】

## (1) 【投資状況】（平成28年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	678,836,029	98.79
内 ケイマン諸島	678,836,029	98.79
親投資信託受益証券	100,020	0.01
内 日本	100,020	0.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	8,243,741	1.20
純資産総額	687,179,790	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】（平成28年11月30日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	UK HIGH DIVIDEND EQUITY FUND CAPITAL GROWTH CLASS	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	8,521,346.54	76.03 647,946,148	79.66 678,836,029	98.79
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	98,107	1.0195 100,020	1.0195 100,020	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.79%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	98.80%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成26年11月17日)	2,582,400,287	2,632,513,972	1.0306	1.0506
第2計算期間末 (平成27年5月18日)	2,089,469,146	2,164,619,551	1.1122	1.1522
第3計算期間末 (平成27年11月17日)	1,842,793,293	1,867,714,660	1.0352	1.0492
平成27年11月末日	1,987,874,972	-	1.0599	-
12月末日	1,926,683,265	-	1.0156	-
平成28年1月末日	1,704,627,901	-	0.9093	-
2月末日	1,593,954,130	-	0.8560	-
3月末日	1,637,341,923	-	0.8886	-
4月末日	1,602,210,583	-	0.8927	-
第4計算期間末 (平成28年5月17日)	1,117,315,060	1,117,315,060	0.8418	0.8418
5月末日	1,075,128,706	-	0.8795	-
6月末日	916,669,108	-	0.7591	-
7月末日	869,102,421	-	0.7978	-
8月末日	824,168,811	-	0.7893	-
9月末日	807,577,582	-	0.7867	-
10月末日	680,516,526	-	0.7637	-
第5計算期間末 (平成28年11月17日)	672,045,343	681,504,853	0.7815	0.7925
11月末日	687,179,790	-	0.8182	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0200
第2計算期間	0.0400
第3計算期間	0.0140
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0110

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	5.1
第2計算期間	11.8
第3計算期間	5.7
第4計算期間	18.7

第5計算期間	5.9
--------	-----

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	1,627,513,251	855,497,197
第2計算期間	1,090,268,974	1,717,193,103
第3計算期間	951,038,837	1,049,701,268
第4計算期間	132,002,079	584,761,653
第5計算期間	234,235,355	701,618,010

(注) 当初設定数量は1,733,668,210口です。

## (参考) マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

## (1) 投資状況 (平成28年11月30日現在)

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	19,790,791,977	26.67
内 日本	19,790,791,977	26.67
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	54,405,980,079	73.33
純資産総額	74,196,772,056	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産 (平成28年11月30日現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	632 国庫短期証券	日本	国債証券	14,020,000,000	100.00 14,020,447,060	100.00 14,020,447,060	- 2016/12/12	18.90
2	635 国庫短期証券	日本	国債証券	4,550,000,000	100.00 4,550,323,602	100.00 4,550,323,602	- 2016/12/26	6.13
3	630 国庫短期証券	日本	国債証券	1,080,000,000	100.00 1,080,014,651	100.00 1,080,014,651	- 2016/12/05	1.46
4	634 国庫短期証券	日本	国債証券	140,000,000	100.00 140,006,664	100.00 140,006,664	- 2016/12/19	0.19

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	26.67%
合計	26.67%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 【ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ】

## (1) 【投資状況】（平成28年11月30日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,758,104	70.00
内 日本	1,758,104	70.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	753,463	30.00
純資産総額	2,511,567	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】（平成28年11月30日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,724,477	1.0195 1,758,105	1.0195 1,758,104	70.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	70.00%
合計	70.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成26年11月17日)	22,237,049	22,237,049	1.0001	1.0001
第2計算期間末 (平成27年5月18日)	152,861,117	152,861,117	1.0004	1.0004
第3計算期間末 (平成27年11月17日)	13,153,799	13,153,799	1.0008	1.0008
平成27年11月末日	13,153,734	-	1.0008	-
12月末日	12,092,061	-	1.0008	-
平成28年1月末日	1,009,717	-	1.0003	-
2月末日	1,879,046	-	1.0002	-
3月末日	1,879,013	-	1.0002	-
4月末日	1,878,974	-	1.0002	-
第4計算期間末 (平成28年5月17日)	1,878,940	1,878,940	1.0002	1.0002
5月末日	102,637,425	-	1.0001	-
6月末日	84,496,266	-	0.9995	-
7月末日	83,620,946	-	0.9994	-
8月末日	2,519,021	-	0.9998	-
9月末日	2,518,801	-	0.9997	-
10月末日	2,518,766	-	0.9997	-
第5計算期間末 (平成28年11月17日)	2,518,740	2,518,740	0.9996	0.9996
11月末日	2,511,567	-	0.9996	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.0
第2計算期間	0.0
第3計算期間	0.0
第4計算期間	0.1

第5計算期間	0.1
--------	-----

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	70,964,088	49,728,608
第2計算期間	595,196,028	464,636,953
第3計算期間	243,810,146	383,461,123
第4計算期間	869,191	12,134,161
第5計算期間	192,594,648	191,953,609

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ英国高配当株ファンド」の記載と同じ。

[次へ](#)

## (参考情報) 運用実績

## ダイワ英国高配当株ファンド

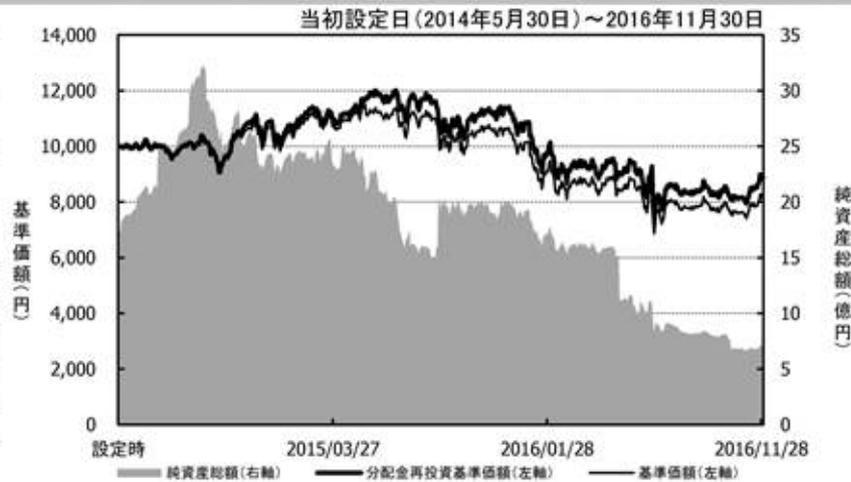
2016年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	8,182円
純資産総額	6.8億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	8.6%
3カ月間	5.1%
6カ月間	-5.7%
1年間	-21.7%
3年間	-
5年間	-
設定来	-11.2%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 110円 設定来分配金合計額: 850円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期					
	14年11月	15年5月	15年11月	16年5月	16年11月					
分配金	200円	400円	140円	0円	110円					

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

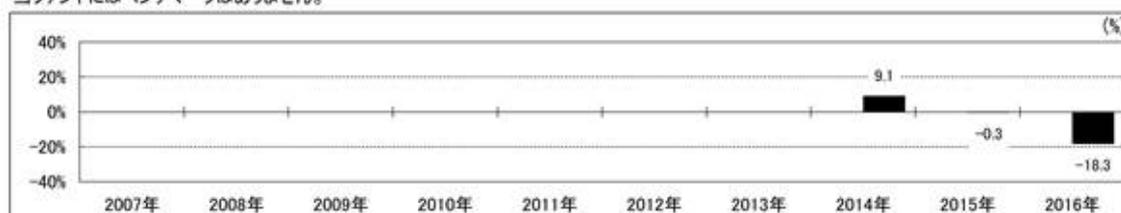
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド	ダイワ・UK・ハイ・ディビデント・エクイティ・ファンド(資産成長クラス)	98.8%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・マザーファンド	0.0%
合計		98.8%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
・2014年は設定日(5月30日)から年末、2016年は11月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## (参考情報) 運用実績

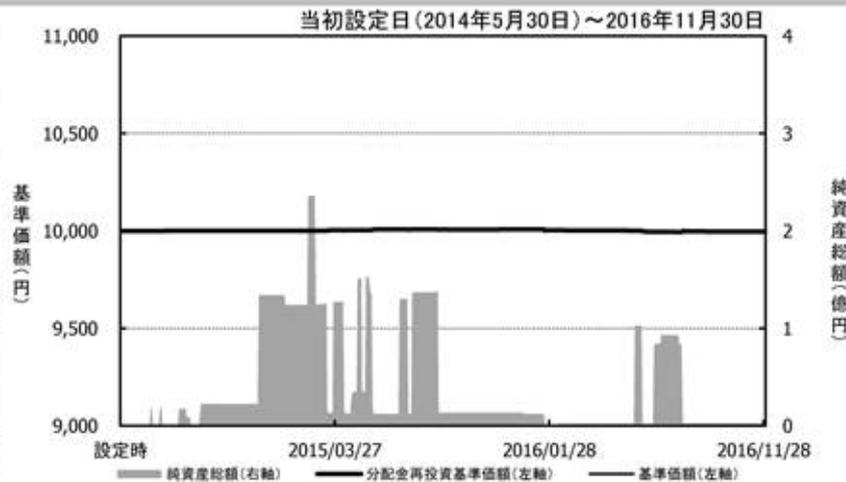
## ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ

2016年11月30日現在  
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	9,996円
純資産総額	2百万円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-0.01%
3カ月間	-0.02%
6カ月間	-0.05%
1年間	-0.12%
3年間	-
5年間	-
設定来	-0.04%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期					
	14年11月	15年5月	15年11月	16年5月	16年11月					
分配金	0円	0円	0円	0円	0円					

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

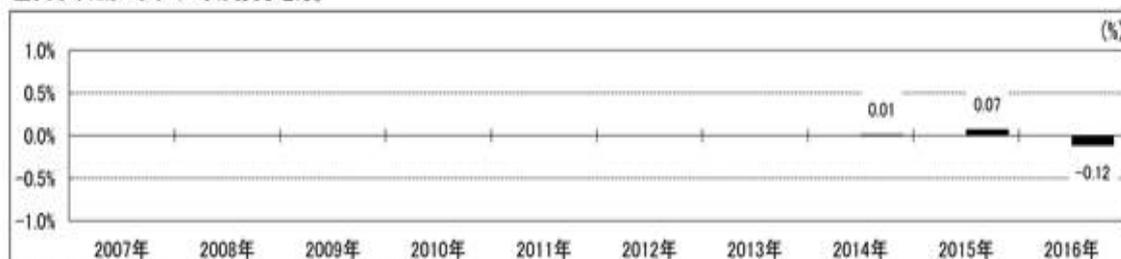
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位10銘柄	償還日	比率
国内債券	4	18.7%	632 国庫短期証券	2016/12/12	13.2%
国内短期社債等現先	1	0.9%	635 国庫短期証券	2016/12/26	4.3%
コール・ローン、その他		80.4%	630 国庫短期証券	2016/12/05	1.0%
合計	5	100.0%	634 国庫短期証券	2016/12/19	0.1%
債券種別構成		比率			
国債		18.7%			
合計		18.7%	合計		18.7%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2014年は設定日(5月30日)から年末、2016年は11月30日までの騰落率を表しています。

## ダイワ英国高配当株ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成28年5月18日から平成28年11月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 1 【財務諸表】

#### 【ダイワ英国高配当株ファンド】

## (1) 【貸借対照表】

	第4期 平成28年5月17日現在		第5期 平成28年11月17日現在	
	金額（円）		金額（円）	
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		31,185,888		20,986,964
投資信託受益証券		1,097,225,316		667,139,181
親投資信託受益証券		100,049		100,020
流動資産合計		1,128,511,253		688,226,165
資産合計		1,128,511,253		688,226,165
負債の部				
流動負債				
未払収益分配金		-		9,459,510
未払解約金		-		950,580
未払受託者報酬		227,052		117,018
未払委託者報酬		10,901,069		5,618,697
その他未払費用		68,072		35,017
流動負債合計		11,196,193		16,180,822
負債合計		11,196,193		16,180,822
純資産の部				
元本等				
元本	1	1,327,338,130		859,955,475
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	210,023,070		187,910,132
（分配準備積立金）		75,927,903		40,718,212
元本等合計		1,117,315,060		672,045,343
純資産合計		1,117,315,060		672,045,343
負債純資産合計		1,128,511,253		688,226,165

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第4期	第5期
	自平成27年11月18日 至平成28年5月17日 金額(円)	自平成28年5月18日 至平成28年11月17日 金額(円)
営業収益		
受取配当金	39,801,493	15,885,536
受取利息	4,522	-
有価証券売買等損益	392,128,870	72,971,700
営業収益合計	352,322,855	57,086,164
営業費用		
支払利息	1,391	3,959
受託者報酬	227,052	117,018
委託者報酬	10,901,069	5,618,697
その他費用	68,072	35,021
営業費用合計	11,197,584	5,774,695
営業損失( )	363,520,439	62,860,859
経常損失( )	363,520,439	62,860,859
当期純損失( )	363,520,439	62,860,859
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	105,412,010	22,866,122
期首剰余金又は期首欠損金( )	62,695,589	210,023,070
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,631,960	110,935,035
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	110,935,035
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	6,631,960	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,242,190	39,367,850
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	21,242,190	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	-	39,367,850
分配金	1	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	210,023,070	187,910,132

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第5期	
	自 平成28年5月18日 至 平成28年11月17日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>	

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第4期	第5期
	平成28年5月17日現在	平成28年11月17日現在
1. 1期首元本額	1,780,097,704円	1,327,338,130円
期中追加設定元本額	132,002,079円	234,235,355円
期中一部解約元本額	584,761,653円	701,618,010円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,327,338,130口	859,955,475口
3. 2元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は210,023,070円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は187,910,132円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第4期	第5期
	自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日	自 平成28年5月18日 至 平成28年11月17日

1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(21,093,898円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(63,278,527円)及び分配準備積立金(54,834,005円)より分配対象額は139,206,430円(1万口当たり1,048.76円)であり、分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,841,386円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(49,853,416円)及び分配準備積立金(40,336,336円)より分配対象額は100,031,138円(1万口当たり1,163.21円)であり、うち9,459,510円(1万口当たり110円)を分配金額としております。</p>
------------	--	--

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	第5期 自 平成28年5月18日 至 平成28年11月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第5期 平成28年11月17日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第4期 平成28年5月17日現在	第5期 平成28年11月17日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	276,191,066	51,323,113
親投資信託受益証券	0	29
合計	276,191,066	51,323,142

（デリバティブ取引に関する注記）  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第4期 平成28年5月17日現在	第5期 平成28年11月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 自 平成28年5月18日 至 平成28年11月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第4期 平成28年5月17日現在	第5期 平成28年11月17日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8418円 (8,418円)	0.7815円 (7,815円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

(1) 株式  
該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	UK HIGH DIVIDEND EQUITY FUND CAPITAL GROWTH CLASS	8,773,760.250	667,139,181	
投資信託受益証券 合計			667,139,181	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	98,107	100,020	
親投資信託受益証券 合計			100,020	
合計			667,239,201	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）  
- ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）」受益証券（円建）を  
主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファン  
ドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借  
対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券でありま  
す。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンド  
の状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（資産成長クラス）」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

**クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) -  
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド**  
(適格機関投資家専用)  
2015年9月30日に終了した会計年度

## 財務諸表

### 企業情報

受託会社

イリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド

89 Nexus Way  
Camana Bay  
Grand Cayman KY1-9007  
Cayman Islands

### 運用会社

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド  
P.O. Box 309  
Ugland House  
Grand Cayman KY1-1104  
Cayman Islands

### 副投資運用会社

大和証券投資信託委託株式会社  
GranTokyo North Tower 9-1,  
Marunouchi 1-chome  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6753  
Japan

### 副投資助言会社

ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド  
5<sup>th</sup> Floor, 5 King William Street  
London EC4N 7AX  
United Kingdom

### 報酬代行会社

クレディ・スイス・インターナショナル  
One Cabot Square

London E14 4QJ

United Kingdom

### 管理会社

**SMTファンド・サービズ(アイルランド)リミテッド**

Block 5

Harcourt Centre

Harcourt Road

Dublin 2

Ireland

### 企業情報

(続き)

### 資産保管会社

**スミトモ・ミツイ・トラスト(UK)リミテッド**

155 Bishopsgate, 1<sup>st</sup> Floor

London EC2M 3XU

United Kingdom

### 独立監査人

**KPMG**

P.O. Box 493

Century Yard

Cricket Square

Grand Cayman KY1-1106

Cayman Islands

## 法律顧問

## ケイマン諸島法:

Maples and Calder  
P.O. Box 309  
Ugland House  
Grand Cayman KY1-1104  
Cayman Islands

財政状態計算書  
2015年9月30日現在

	注記	2015 英ポンド	2014 英ポンド
<b>資産</b>			
現金および現金同等物	6	6,402,146	10,621,337
投資有価証券(公正価値ベース)(購入費用2015: 73,389,686英ポンド)(購入費用2014: 98,634,218英ポ ンド)	4,5	69,302,506	96,213,714
その他の未収金	7	148,169	279,420
<b>資産計</b>		<b>75,852,821</b>	<b>107,114,471</b>
<b>負債</b>			
スワップ取引(公正価値ベース)	4,5	386,909	897,885
先物取引(公正価値ベース)	4,5	48,180	128,640
約定未払金		-	198,302
未払償還金		551,221	1,014,119

その他の未払金	9	87,606	95,904
<b>負債計</b>		<b>1,073,916</b>	<b>2,334,850</b>
<b>償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の額</b>		<b>74,778,905</b>	<b>104,779,621</b>

内訳

**資産成長クラス受益証券**

		英ポンド'	英ポンド'
償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の額		10,380,309	16,060,685
発行済償還可能な受益証券数	8	18,860,883	28,113,557
償還可能な受益証券一口当たり純資産		英ポンド' 0.5504	英ポンド' 0.5713

**ツイン クラス受益証券**

		英ポンド'	英ポンド'
償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の額		64,398,596	88,718,936
発行済償還可能な受益証券数	8	144,486,246	160,910,032
償還可能な受益証券一口当たり純資産		英ポンド' 0.4457	英ポンド' 0.5514

2016年1月29日に受託会社を代表しここに承認する

Yolandé Hill

イリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド

専らダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド

(適格機関投資家専用)の受託会社としての地位において

Colin MacKay

イリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド

専らダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド

(適格機関投資家専用)の受託会社としての地位において

財務諸表に対する注記を参照してください。

**包括利益計算書**  
2015年9月30日に終了した会計年度

	注記	2015 英ポンド	2014* 英ポンド
配当収入		4,018,044	1,296,366
利子収入		4,378	3,855
投資純損失	10	(2,732,276)	(2,171,984)
外国為替取引による為替純損失		(23,276)	(49,837)
<b>投資純利益/(損失)</b>		<b>1,266,870</b>	<b>(921,600)</b>
副投資運用会社報酬	9	335,912	112,026
報酬代行会社報酬	9	180,036	59,471
管理会社報酬	9	47,987	16,004
資産保管会社報酬	9	30,274	4,800
監査報酬		12,500	9,837
受託会社報酬	9	7,793	3,036
手数料		1,307	7,470
その他の費用		1,021	-
<b>営業費用計</b>		<b>616,830</b>	<b>212,644</b>
<b>税引前利益/(損失)</b>		<b>650,040</b>	<b>(1,134,244)</b>

税額控除	(422,864)	(129,032)
<b>償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の変動額</b>	<b>227,176</b>	<b>(1,263,276)</b>

\* 2014年6月2日（運用開始日）から2014年9月30日までの期間について。

財務諸表に対する注記を参照してください。

### 償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産変動計算書 2015年9月30日に終了した会計年度

	2015 英ポンド	2014* 英ポンド
年初/期首現在の償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産の額	104,779,621	-
償還可能な受益証券発行額	27,249,099	110,927,455
償還可能な受益証券償還額	(40,492,582)	(1,014,119)
償還可能な受益証券保有者への分配額(注記8)	(16,984,409)	(3,870,439)
<b>償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の変動額</b>	<b>227,176</b>	<b>(1,263,276)</b>

年末/期末現在の償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の額	74,778,905	104,779,621
---------------------------------	------------	-------------

\* 2014年6月2日(運用開始日)から2014年9月30日までの期間について。

財務諸表に対する注記を参照してください。

### キャッシュ・フロー計算書 2015年9月30日に終了した会計年度

	2015 英ポンド	2014* 英ポンド
<b>営業活動</b>		
償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の変動額	227,176	(1,263,276)
投資有価証券の購入	(19,246,405)	(100,423,081)
投資有価証券の売却による収入	45,918,141	1,665,932
スワップ取引による(支払)/受取純利息***	(2,878,357)	1,761,600
先物決済による純支払	(259,315)	(363,624)
<b>非キャッシュ項目調整</b>		
投資有価証券による実現純(利益)/損失(注10)	(1,427,204)	122,931
スワップ取引に係る実現純損失/(利益)(注10)	2,824,925	(1,761,600)
先物取引による実現純損失(注10)	259,315	363,624
投資(有価証券、スワップ、先物取引)による評価損の変動(注10)	1,075,240	3,447,029
<b>非キャッシュ営業残高純変動額</b>		
その他の未収金の減少/(増加)	131,251	(279,420)
約定未払金の(減少)/増加	(198,302)	198,302
その他の未払金の(減少)/増加	(8,298)	95,904

営業活動により得られた/(で使用した)現金純額	26,418,167	(96,435,679)
<b>財務活動</b>		
償還可能な受益証券発行による収入**	10,264,690	107,057,016
償還可能参加型受益証券の買戻し****	(40,902,048)	-
財務活動(で使用した)/により得られた現金純額	(30,637,358)	107,057,016
現金および現金同等物の純変動額	(4,219,191)	10,621,337
年初/期首時点の現金および現金同等物	10,621,337	-
<b>年末/期末時点の現金および現金同等物</b>	<b>6,402,146</b>	<b>10,621,337</b>
<b>補足情報:</b>		
受取利息	4,538	3,195
受取配当	3,726,271	1,017,606

\* 2014年6月2日(運用開始日)から2014年9月30日までの期間について。

\*\*この金額は償還可能な受益証券保有者に対して再投資された収益分配金16,984,409(2014: 3,870,439)英ポンド控除後の金額である。収益分配金は注記3(j)および注記8に記載の通り支払われた。

\*\*\* 正味決済額は、スワップにおける受益証券の買戻しに関連する0.2%の清算手数料、すなわち53,432ポンドを控除して表示している。

\*\*\*\* 支払った償還金は、ツイン クラス受益証券の買戻しに関連する0.2%の買戻手数料、すなわち53,432ポンドを控除して表示している。

財務諸表に対する注記を参照してください。

## 財務諸表への注記

### 2015年9月30日

## 1. 概説

ダイワUKハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家等専用)(以下「シリーズ・トラスト」という)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)（以下「マスター・トラスト」という)に係る2013年12月2日付基本信託約款およびこれに基づく2014年4月30日付付属信託約款(以下「付属信託約款」という。以下、合わせて「信託約款」という)に即して、設立、設定された。登記上の本店所在地は、89 Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islandsである。

シリーズ・トラストは、2014年6月2日に営業を開始し、資産成長クラス受益証券とツイン クラス受益証券をそれぞれ発行した。

シリーズ・トラストは、英国の証券取引所に上場または重複上場する有価証券(以下「有価証券」「英国の有価証券」「投資対象証券」などという)からなる流動性のあるポートフォリオとして運用することにより、中長期の値上がり益と安定した収益分配を受益者にもたらすことを目的としている。

ただし、ツイン クラス受益証券については、ポートフォリオの収益力を強化するため、オプション取引戦略を実行する。オプション取引戦略には、(a)代表的な英国株価指数に連動するヨーロッパタイプのコールオプションを売り建てるもの(以下「株式オプション・オーバーレイ」という)と、(b)日本円に対する英ポンドの為替レートに連動するヨーロッパタイプのコールオプションを売り建てるもの(以下「為替オプション・オーバーレイ」という)の2つ(以下、合わせて「オーバーレイ」という)がある。オーバーレイ戦略は、クレディ・スイス・インターナショナル(以下「スワップ取引の相手方当事者」という)を相手方とするスワップ取引(以下「スワップ取引」という)を行うことにより、実行する。

株式オプション・オーバーレイ: ツイン クラス受益証券に帰属する取引として、株式カバードコールオプションの売り建てを、オークション方式で行う。少なくとも3社以上の市場参加者に気配を提示させる。株式オプション・オーバーレイは、英国の株価指数に連動する株式カバードコールオプションを、定期的に売り建てるものである。オプションの行使期間は約1ヵ月で、権利行使日における英国の株価指数に対する行使比率は、通常、100%である。売り建てる株式カバードコールオプションの想定元本の、ツイン クラス受益証券に帰属する純資産に対する比率は、通常、50%(株式カバー比率)である。

為替オプション・オーバーレイ: ツイン クラス受益証券に帰属する取引として、為替カバードコールオプションの売り建てを、オークション方式で行う。少なくとも3社以上の市場参加者に気配を提示させる。為替オプション・オーバーレイは、日本円に対する英ポンドの為替レートに連動する為替カバードコールオプションを、定期的に売り建て

るものである。オプションの行使期間は約1ヵ月で、権利行使日における英ポンドに対する行使比率は、通常、100%である。売り建てる為替カバードコールオプションの想定元本の、ツイン クラス受益証券に帰属する純資産に対する比率は、通常、50%（為替カバー比率）である。

株式オプション・オーバーレイは、ツイン クラス受益証券の受益者が得るリターンを押し上げるような設計になっている。ちなみに、英国の株価指数に連動する株式カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、投資対象証券の値下がりリスクにさらされることになる。ただし、逆に投資対象証券が値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた株式カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、英国の株価指数が上昇する場合には、ツイン クラス受益証券の運用成績は、資産成長クラス受益証券の運用成績または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

（続き）

### 1. 概説（続き）

為替オプション・オーバーレイは、ツイン クラス受益証券の受益者のために、運用効率を改善することを目的として行う。ちなみに、日本円に対する英ポンドの為替レートに連動する為替カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、日本円に対する英ポンドの為替レートの値下がりリスクにさらされることになる。ただし、逆に日本円に対する英ポンドの為替レートが値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた為替カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、英ポンドが日本円に対して値上がりする場合には、ツイン クラス受益証券の運用成績は、資産成長クラス受益証券の運用成績または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

シリーズ・トラストが必ず利益を計上できる保証はない。シリーズ・トラストが利益を計上できなかった場合には、受益者に帰属する値上がり益や配当収入も生じず、受益証券の買取請求を行う場合の買戻し価格は、当初の取得価格に満たないことがある。さらに、シリーズ・トラストは、ポートフォリオ全体に分散投資効果をもたらさないことがある。

オーバーレイは、英国の有価証券について行う場合、およびツイン クラス受益証券の運用で行う場合には、毎月、一定額の利息収入をもたらすものと予想される。かかる利息収入は、該当する受益証券の分配日現在の所有者に分配したうえで、追加受益証券の買付けを通じてシリーズ・トラストに再投資します。

以下のそれぞれについて、半年ごとまたは毎月、利息収入が発生するものとして計算する。

- (a) 投資対象証券の発行者が支払う配当金（源泉徴収税が課せられる場合にはこれを控除した額）
- (b) 上記(a)の配当金に係る未収利息。事務代行会社が受領し、収益分配を行う日までの期間について計算する（資産成長クラス受益証券について、上記(a)と(b)を合わせて、以下「計算上の利息」という）。
- (c) ツイン クラス受益証券について、株式オプション・オーバーレイに係るプレミアム代金。なお、売り建てる株式カバードコールオプションの想定元本の額は、ツイン クラス受益証券に帰属する純資産額の半分に相当する額となる。
- (d) ツイン クラス受益証券について、為替オプション・オーバーレイに係るプレミアム代金。なお、売り建てる為替カバードコールオプションの想定元本の額は、ツイン クラス受益証券に帰属する純資産額の半分に相当する額となる（ツイン クラス受益証券について、上記(a)ないし(d)を合わせて、以下「計算上の利息」という）。
- (e) それぞれの受益証券に帰属する投資元本

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

（続き）

### 1. 概説（続き）

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（「運用会社」）は、大和証券投資信託委託株式会社（「副投資運用会社」）に対し、シリーズ・トラストの資産のうち英国の有価証券に係る部分について、一任運用を行う権限を付与している。

シリーズ・トラストの資産は、以下の金融商品による運用を行う。

- (a) 英国の上場株式

(b) 英国の上場不動産投資信託

(c) 英国の上場株式を投資対象とするファンドであって、取引所に上場されているもの

(d) ロンドン証券取引所で取引されている英国の代表的な株価指数に連動する上場先物取引

(e) 現金および短期金融商品（コマーシャルペーパー、預金証書、英国債を含むがこれらに限定されない）

副投資運用会社は、通常、以下の指針に即して、シリーズ・トラストの資産を英国の有価証券で運用する。

- 英国の証券取引所に上場する有価証券の中から、時価総額および流動性を勘案して、投資ユニバースを選定する。
- 投資ユニバースの中から、期待配当利回り、利益成長、財務内容などを分析して、候補銘柄を選定する。
- 候補銘柄の中から、業種分散、発行体の分散、株式価値などを勘案して、投資対象銘柄を選定する。
- 投資対象銘柄での運用を行うに際しては、副投資助言会社であるダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドの助言を受ける。
- 投資対象証券は、原則として、英ポンド建てのものとし、円ヘッジ取引を行わずに為替リスクを取る。
- 余資運用を行い、または投資対象証券への投資比率を調整するため、その投資判断に則して、上場デリバティブ商品(先物取引など)を利用することができる。

受託会社は、シリーズ・トラストの受託会社として、スワップ取引の相手方当事者との間で、ツイン クラス受益証券に帰属する取引として、オーバーレイの投資成果に連動するスワップ取引を行った。スワップ取引を行った日は、2014年6月2日である。スワップ取引は、英ポンド建ての取引である。(スワップ取引の契約期間は、スワップ取引の相手方当事者の判断で、延長されることがある。)

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 1. 概説(続き)

シリーズ・トラストは、募集要項の規定に基づいて繰上償還されない限り、最終買戻日まで存続する。最終買戻日とは、2159年6月11日または強制償還を行うこととなった日の翌営業日のいずれか早い日である。強制償還は、以下のいずれかの場合に行う。

1. 基準価額計算日における純資産額が5億円以下となる場合。運用会社は、同日または同日以降に、全ての受益者に通知して、受益証券を全て強制的に買い取る旨を決定する。
2. 受託会社と運用会社が、受益証券を全て強制的に買い取ること、または理由の如何を問わず行使期間の末日を待たずにスワップ取引を繰り上げて解消することで合意する場合(前者には、スワップ取引の行使期間の末日に受益証券を全て強制的に買い取ることを含むがこれに限定されない。)

強制償還が行われることとなる場合には、受益証券は、全て、最終買戻日に、受益証券の種類ごとに定める最終買戻価額で、買い戻される。各クラスの受益証券1口あたりの最終買戻価額は、最終買戻日(基準価額計算日でない場合は、その直前の基準価額計算日)の当該クラス受益証券1口あたりの純資産価額とする。

シリーズ・トラストの資産の運用は、ケイマン諸島の会社法(その改正法を含む)に基づいて設立された法人であるクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが運用会社となって行う。クレディ・スイス・インターナショナルは、基準価額計算人として、シリーズ・トラストのために、基準価額計算業務を行う。また、報酬代行会社として、受託会社報酬、副事務代行会社手数料、資産管理手数料、販売手数料、監査報酬、および通常の運用を行う過程で生じるその他の費用など、シリーズ・トラストの日々の営業に係る手数料および経費の支払いを行う。

サービス提供事業者は、全て、シリーズ・トラストの資産から支払われる手数料を受け取る(注記9参照)。

運用会社は、クレディ・スイス証券株式会社を、日本において受益証券の販売を行う販売金融機関としている。

大和証券投資信託委託株式会社とダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドは、それぞれ副投資運用会社および副投資助言会社である。

シリーズ・トラストの受託会社は、イリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドである。管理会社は、SMTファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドである。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

（続き）

## 2. 財務諸表作成の基礎

シリーズ・トラストの重要な会計方針は、以下のとおりである。

### (a) 作成の基礎

財務諸表は、国際会計基準(IFRS)に基づいて作成された。

本シリーズ・トラストは、「投資企業」（IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の修正）（2012年）（修正）を適用している。経営陣は、本シリーズ・トラストは投資企業の定義を満たすと判断した。

### (b) 測定の基礎

作成する財務諸表には、取引目的で保有する金融資産および金融負債のうち損益を通じて公正価値を評価するものについて、その公正価値を記載する。その他の金融資産および金融負債は、償却原価で測定する。償還可能な受益証券は、償還価額をもって記載する。

### (c) 機能通貨および表示通貨

財務諸表が用いる機能通貨および表示通貨は、いずれも英ポンドとし、ケイマン諸島の現地通貨としない。シリーズ・トラストの受益証券は、日本円建てで設定され、償還されるが、シリーズ・トラストの運用は、主として英ポンド建てで行う。

### (d) 判断および見積りの利用

国際会計基準に即して財務諸表を作成する際には、重要な会計上の見積りを利用することが求められる。また、受託会社には、会計方針の選択、および財務諸表に記載する資産および負債、収入および支出ならびに計算期間の末日時点の偶発負債の価額に影響を及ぼす判断を下させ、また、見積りおよび仮定を行わせる必要がある。見積りと仮定は、過去の経験則およびその他の事項に基づいて計算する。これには、その状況下で合理的に予想される将来の見込みが含まれる。実際の結果は、見積りと異なることがある。

見積りとその前提となる仮定は、常に見直される。会計上の見積りの変更は、その期間のみに影響を及ぼす場合には、見直しが行われた期間中に、その期間だけでなく将来にも影響を及ぼす場合には、見直しが行われた期間中および将来の期間中に、それぞれ認識する。

財務諸表に記載する価額に大きな影響を及ぼす会計方針の選択に係る見積もりの不確実性および重要な判断のうち、重要な分野におけるものに関する情報については、注記4および注記5を参照されたい。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 2. 財務諸表作成の基礎(続き)

(e) 公表された新しい会計基準、改訂、解釈指針のうち、2014年10月1日から始まる会計年度には効力を生じていないもので早期適用していないもの

IFRS第9号「金融商品」(2013年版)、IFRS第9号「金融商品」(2010年版)、IFRS第9号「金融商品」(2009年版)(以下合わせて「IFRS第9号」という)

IFRS第9号(2009年版)は、金融商品の分類および測定ならびに金融商品に関する現行のIAS第39号が規定する要件からの重要な変更点などを規定している。この会計基準は、金融資産の測定方法として、償却原価によるものと公正価値によるものの2つを設けている。金融資産は、契約上生ずるキャッシュ・フローであって、元本および残存元本に係る利息の支払いだけが、予め定められた日に生じるものを獲得するための資産の保有という事業目的に即して保有する場合には、償却原価を用いて測定する。その他の金融資産は、全て、公正価値を用いて測定する。新しい会計基準により、現行のIAS第39号の規定する満期保有投資、売却可能金融資産、貸付金および債権という分類は廃止される。売却以外の目的で取得した資本性金融商品については、最初の認識の際に、銘柄ごとに、公正価値の変動をその他の包括利益に含めて表示するという取消不能の選択を行うことができる。その他の包括利益とした価額は、利益または損失として計上し直すことはできない。

しかしながら、係る金融商品から生じる配当金は、元本の一部の払い戻しでない限り、その他の包括利益としてではなく、利益または損失として計上する。資本性金融商品のうち、その公正価値の変動をその他の包括利益として認識しないことを選択したものは、その公正価値の変動を利益または損失として認識する。

この会計基準は、主契約が会計基準に即して金融資産であるような組込デリバティブを区分処理しない旨、および混合金融商品は、その全体について、償却原価または公正価値のうち適切なものを用いる方法により評価する旨を規定している。

IFRS第9号(2010年版)は、金融負債の信用リスクを原因として生じる公正価値の変動を、利益または損失としてではなく、その他の包括利益の変動として認識するための公正価値オプションが選択できる金融負債の要件を規定している。IFRS第9号(2010年版)には、上述した公正価値の変動を除くと、金融負債の分類と測定に関する解釈指針について、IAS第39号から大きな改訂は行われていない。

IFRS第9号(2013年版)は、ヘッジ会計をリスク管理とより密接に一致させるための新しい要件を規定している。

IFRS第9号の強制発効日は、2018年1月1日である。IFRS第9号の早期適用も許されているが、シリーズ・トラストでは選択していない。

シリーズ・トラストでは現在、係る会計基準を選択した場合の影響の評価手続きを実施している。なお、シリーズ・トラストの金融資産の多くは、損益を通じて公正価値を評価するものに分類されるため、この会計基準が財務諸表に大きな影響を及ぼすことはないと考えている。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 3. 重要な会計方針

シリーズ・トラストは、重要な会計方針として、以下のものを選択している。

#### (a) 金融資産および金融負債

##### (i) 分類

シリーズ・トラストは、その投資有価証券を、損益を通じて評価する金融資産と、その行う先物取引およびスワップ取引は、損益を通じて認識する金融負債と、それぞれ分類している。これらの取得または取引の実行は、主に、短期の価格変動による利益を獲得することを目的として行われる。

金融資産のうち貸付金および債権に分類されるものは、現金および現金同等物ならびにその他の未収金などで構成される。貸付金および債権とは、デリバティブ取引でない金融資産であって、固定され、または取引市場の相場価格でない形で決定される額の支払いを受けられるものである。

金融負債は、損益を通じて公正価値で評価するものを除き、実効金利法により、償却原価で測定する。金融負債は、約定未払金、未払償還金およびその他の未払金から構成される。

(ii) 認識

シリーズ・トラストは、金融商品取引契約の当事者となった日に、これに係る金融資産および金融負債を認識する。金融資産を定期的に買い付ける場合には、取引を行った日に計上する。係る日以降に金融資産または金融負債の公正価値の変動により生じた利益または損失は、包括利益計算書に記載する。金融商品の処分により生じる実現損益は、先入先出法を用いて計算する。

(iii) 公正価値の測定と見積もり

損益を通じて公正価値で評価する金融資産と金融負債は、原則として、包括利益計算書に記載する取得費用と共に、公正価値で測定する。損益を通じて公正価値で評価しない金融資産と金融負債は、原則として、その取得または発行に直接要した費用と合わせた価額について、公正価値で測定する。

金融資産と金融負債のうち損益を通じて公正価値で分類するものは、全て、これを認識した後、包括利益計算書に記載した公正価値の変動を公正価値で測定する。

損益を通じて公正価値で評価しない金融資産と金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定し、評価損が生じていればこれを控除する。この方法により、これらの金融商品について、短期的または直近の公正価値を概算できると判断している。

公正価値とは、測定日の時点で、善意の第三者がアームズレングスルールに基づいて行う公知の取引により、資産であれば交換し、負債であれば履行し得る価額である。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 3. 重要な会計方針(続き)

#### (a) 金融資産および金融負債(続き)

##### (iii) 公正価値の測定と見積もり(続き)

シリーズ・トラストが所有する金融商品は、入手可能である場合には、これが活発に取引される金融商品市場における相場価格を用いて測定する。金融商品市場で活発に取引される金融資産および金融負債の公正価値は、計算期間の末日の終わりの時点の相場価格を用いて計算する。シリーズ・トラストは、2014年6月2日（業務開始日）から、IFRS第13号「公正価値測定」を選択し、金融資産と金融負債のそれぞれについて、直近の市場価格を用いてその公正価値を測定した。金融商品その他の資産であって、市場価格を入手することが必ずしも容易でないものは、受託会社が運用会社の助言を得て定める手続きに即して、誠意をもって決定する公正価値で評価する。

金融商品市場は、相場価格が容易にかつ定期的に入手できて、アームレングスルールに照らして実際かつ通常の市場取引において形成されるなら、活発な取引が行われているとみなす。活発に取引される市場とは、資産または負債の取引の頻度および取引高が十分に大きく、連続した価格情報を得ることができるような市場をいう。

シリーズ・トラストは、金融商品市場において活発な取引が行われていない場合には、評価技法を用いて公正価値を計算する。評価技法とは、善意の第三者がアームズレングスルールに基づいて行う公知の取引の結果が入手可能であるならそれを含め、実質的に同一であるその他の金融商品の直近の公正価値およびその他の価格モデルを参照するものである。選択した評価技法は、市況情報を最大限に活用し、シリーズ・トラストに固有の見積もりにはできる限り依拠しない。市場参加者が市場価格の根拠としている全ての事項を考慮するものであり、金融商品の価格の決定方法として受け入れられている経済的な方法から構成される。評価技法が活用する市況情報には、対象となる金融商品に係る市場の期待とリスク・リターン分析の結果が相応に反映されている。シリーズ・トラストでは、評価技法の調整を行うとともに、同一の金融商品に係る公知の市場取引における価格情報を用いて、または公知の市況情報に基づいて、その有効性の検証を行っている。

**先物取引:** 先物取引とは、特定の金融商品、コモディティ、有価証券について、一方の契約当事者が売り建てを行い、他方の契約当事者が買い建てを行う価格および期日を合意するものである。建て玉のある先物取引の価額の変動は、財政状態計算書の作成日に値洗いして計算される未実現の損益として認識する。先物取引に係る未実現の損益の変動および実現損益は、包括利益計算書に記載する。

スワップ取引: 一般的にスワップ取引には、契約当事者の合意のうち、予め価額を定めた対象資産またはその想定元本に係る価額または利率の特定の期間に生じる変動を参照して計算する価額を交換することを約したものを表示する。資金の支払いは、通常、契約当事者間で相殺され、授受すべき価額について差金決済が行われる。そのためスワップ取引の決済のために必要となる価額は、記載される価額より大きくなり、または小さくなる。スワップ取引に係る最終的な損益は、対象となる金融商品の行使期日における行使価格により定まり、包括利益計算書に記載する。スワップ取引は、公正価値を用いて記載する。この場合の公正価値は、スワップ取引戦略の投資成果を参照して決定される。注記1および募集要項を参照されたい。スワップ取引の価額は、FTSE100種総合株価指数または英ポンドと日本円の為替レートを公正価値として計算する。ただし、ツイン クラス受益証券の受益証券1口あたりの基準価額は、直近のスワップ取引戦略の再構築日において、係る戦略に基づいて売り建てたコールオプションの想定元本の価額を公正価値として計算する。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 3. 重要な会計方針(続き)

#### (a) 金融資産および金融負債(続き)

##### (iii) 公正価値の測定と見積もり(続き)

投資有価証券のうち上場しているもの: その公正価値は、財政状態計算書の作成日の、知られる証券取引所における相場価格、または上場有価証券でない場合には、信頼できる証券会社または取引先から入手できるものに基づくものとし、将来の売却費用は控除しない。

有価証券の売付けにより生じる実現損益は、先入先出法を用いて計算する。未実現の損益には、保有する金融商品の計算期間の期首の価額または新たに取得した場合はその取得価額と、計算期間の期末の価額の差額を表示する。投資有価証券の実現損益および未実現の損益は、包括利益計算書に記載する。

##### (iv) 認識の中止

シリーズ・トラストは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効される場合、または金融資産そのものが移転され、係る移転がIAS第39号に即して認識の中止に係る要件を満たす場合には、金融資産の認識を中止する。同じくシリーズ・トラストは、契約において特定される債務が免責され、取り消され、または失効される場合には、金融負債の認識を中止する。

**(v) 金融商品取引の相殺**

金融資産と金融負債は、認識した価額を相殺するための強制力のある法的根拠があって、差額決済を行う予定、または金融資産の売却と金融負債の履行を同時に行う予定がある場合に限って相殺し、財政状態計算書には純額だけを記載する。金融資産と金融負債は、財政状態計算書には、相殺せずに記載する。

シリーズ・トラストは、2015年9月30日現在、スワップ取引の相手方当事者とだけ、相殺に関する包括的な合意を行っている。

**(b) 現金および現金同等物**

現金および現金同等物とは、プライムブローカーであるJPモルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたは副資産保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーが保管する現金等であって、満期が3ヵ月以下であるものをいう。注記6に記載のあるように、プライムブローカーに預けている現金は、先物取引に係る当初証拠金および変動証拠金に関するものである。

**(c) 外国為替取引**

有価証券およびその他の資産ならびに負債のうち外国通貨建てのものは、評価日時点の英ポンド相当額を記載する。外国通貨建てで行われる投資有価証券の取得および売却、償還可能な受益証券の発行および償還、ならびに外国通貨建ての収益と費用は、取引が行われた日の時点の英ポンド相当額を記載する。

記載すべき実現為替損益のうち、外国通貨建てのその他の取引について為替レートの変動を原因として生じたものは、包括損益計算書の外国為替取引に係る純損益の項に記載する。

**財務諸表への注記**

2015年9月30日

(続き)

**3. 重要な会計方針(続き)****(d) 投資収益**

配当収益は、権利落ち日ベースで、税額全額を記載する。利息収益の額は、実効金利法を用いて計算する。

**(e) 費用**

費用は、発生主義で計算し、包括利益計算書に記載する。

#### (f) 課税上の取扱い

ケイマン諸島の現行法の下では、シリーズ・トラストは、所得税、資産税、法人税、キャピタルゲイン税その他の税金を負担することはない。シリーズ・トラストは、2011年改正信託法第81条に則して、2010年2月16日から50年間、これらの税金に課すべきものがあったとしても、これを課されない旨の確約書をケイマン諸島の総督から取得している。このため、財務諸表には、税金に関する科目を記載していない。シリーズ・トラストは、その利息収益、配当収益およびキャピタルゲインについて、外国の源泉徴収税を課されることがある。

シリーズ・トラストは、現在、一部の国において、配当収益およびキャピタルゲインに（税額控除反映後の）税金を課されている。かかる配当収益およびキャピタルゲインは、包括利益計算書に税込みで記載している。税金は、包括利益計算書に別の科目を設けて表示している。2015年9月30日終了年度については、シリーズ・トラストは422,864ポンドの税額控除があった（2014年は129,032ポンド）。

シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国・地域に所在する事業体が発行する有価証券に投資を行っている。これらの国・地域の多くは、キャピタルゲイン税を非居住者にも課す内容の税法を定めており、シリーズ・トラストはここでいう非居住者に該当する。キャピタルゲイン税の税額は、確定申告を待って決定されるものであるため、シリーズ・トラストが用いる証券会社が、相当額を源泉徴収することはない。

シリーズ・トラストは、IAS第12号「所得税」に則して、外国において生じたキャピタルゲインが原因となって外国の税法に基づく納税義務が生じる可能性が出た時点で、同地の税務当局は事実と経緯の一切を知り得るという前提で、納税義務を認識しなければならない。その際の納税予定額は、同地の税務当局に納付すると見込まれる額で測定する。同地の税法および既に適用されている税率または計算期間の末日までに適用される税率を計算に用いる。シリーズ・トラストが外国で行った投資に現行税法が適用されるかどうか明確でないことがある。この場合、シリーズ・トラストに最終的に納税義務が生じるかどうか、必ずしも明確でない。そのため、経営者は、明確ではない納税義務を測定する場合には、関連する事実と経緯のうち納付額に影響を及ぼす可能性があるもの全てを勘案する。これには、公式であると非公式であると問わない税務当局の慣行も含まれる。

2015年9月30日現在、受託会社は、シリーズ・トラストの財務諸表について、認識されていない税制上の優遇措置を記載する義務がないことを確認している。この確認は、受託会社による最善の見込みを示したものであり、外国の税務当局が、シリーズ・トラストが獲得したキャピタルゲインに税金を課すリスクは存在する。こうした課税は、事前の警告なしに、おそらく遡る形で、行われることがある。その場合には、シリーズ・トラストに損失が生じることになる。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 3. 重要な会計方針(続き)

#### (g) 償還可能な受益証券

受託会社は、基本信託約款および付属信託約款の規定に即して、受益者のために、シリーズ・トラストの資産を所有する。シリーズ・トラストは、その発行する金融商品を、発行条件の内容に即して、金融負債または資本性金融商品に分類する。シリーズ・トラストは、資産成長クラス受益証券とツイン クラス受益証券と、2種類の受益証券をそれぞれ発行している。これらの償還可能な受益証券は、償還日におけるシリーズ・トラストの純資産に対する持ち分に相当する価額の現金の支払いを求める場合およびシリーズ・トラストが清算されることとなる場合には、償還請求を行う権利を付与する。

発行者が現金その他の金融資産をもって買い戻しまたは償還を行う契約上の義務を負うような買取請求権付きの金融商品のうち、以下の条件を満たすものは、資本性金融商品に分類する。

シリーズ・トラストが清算されることとなる場合に、その所有者に対し、シリーズ・トラストの純資産を持ち分に依りて共有する権利を付与するもの。

金融商品の資産クラスの1つであって、他の資産クラスの全てに劣後するもの。

他の資産クラスの全てに劣後する資産クラスの金融商品として、その全てが同一の性質を備えていること。

発行者であるシリーズ・トラストが現金その他の金融資産をもって買い戻しまたは償還を行う契約上の義務を負うほか、負債に分類されるべきその他の金融商品としての性質を一切備えていないこと。

生じると見込まれるキャッシュ・フローの総額のうち、金融商品に起因してその存続期間を通じて生じるものの額は、主として、その間に生じる損益、認識した純資産の価額の変動、または認識したと否を問わないシリーズ・トラストの純資産の価額の変動から計算すること。

シリーズ・トラストは、その各資産クラスが同一の性質を備えていないため、上記の条件は満たさず、その償還可能な受益証券は、金融負債に分類されている。

償還可能な受益証券は、いつでも、シリーズ・トラストの純資産に対する持ち分に相当する額の現金と引き換えに、償還することができる。償却可能な受益証券は、財政状態計算書の作成日に、受益者がシリーズ・トラストに対し償還請求権を行使した場合に代わりに受け取る償還価額で記載する。

償還可能な受益証券は、発行または償還の時点のシリーズ・トラストの受益証券1口あたり純資産価額に基づいて、発行され、償還される。シリーズ・トラストの受益証券1口あたり純資産価額は、受益証券の資産クラスごとに、受益者に帰属する純資産の価額を、発行済み受益証券の数で除して求める。詳細について注記8を参照されたい。

#### (h) 約定未収金および約定未払金

約定未収金および約定未払金には、売却または取得した投資有価証券のうち、財政状態計算書の作成日の時点で受け渡しを終わっていないものを表示する。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 3. 重要な会計方針(続き)

#### (i) 未払償還金

未払償還金には、償還された受益証券に係る償還代金のうち、財政状態計算書の作成日の時点で受け渡しを終わっていないものを表示する。

#### (j) 収益分配金

シリーズ・トラストの現在の方針では、資産成長クラス受益証券については半年ごとに、ツイン クラス受益証券については毎月、分配金を支払うこととしている。収益分配金は、源泉徴収税額および収益分配に際して負担すべきその他の価額を控除して支払う。ただし、収益分配の実施を宣言しても、受益者に対する現実の収益分配を行わずに、同一の資産クラスの受益証券への再投資に充てることとする。

運用会社は、その判断に基づいて、収益分配日ごとに、収益分配金の額を決定する。決定に際しては、資産クラスごとに、受益証券1口あたりのキャピタルゲインの額その他の事項を勘案する。運用会社は、必要であると判断する場合には、特定クラスの受益証券について、特定の月または半期の収益分配を行わないと選択できる。運用会社が係る選択を行う場合には、特定の資産クラスの受益証券の前月の運用成績がマイナスである場合、または係る選択を行うことが妥当であると判断できる程度に劣後する場合に、その判断に基づいて選択することが含まれるが、これに限定されない。

2015年9月30日に終了する会計年度あるいは2014年9月30日に終了する計算期間に宣言され、再投資された収益分配金は、以下のとおりである。

	2015 英ポンド	2014 英ポンド
ツイン クラス受益証券	16,469,487	3,870,439
資産成長受益証券	514,922	-
	16,984,409	3,870,439

#### (k) 免責

受託会社と運用会社は、シリーズ・トラストのために、幾つかの契約の当事者となるが、係る契約には様々な免責条項が設けられている。そのため、これらの契約に基づくシリーズ・トラストの責任の範囲を明らかにすることができない。しかしながら、シリーズ・トラストがこれまでに係る契約に基づく損害賠償請求を受けたことはなく、将来もその可能性は極めて少ないと考えられる。

### 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

#### 4. 公正価値の測定

シリーズ・トラストは、公正価値の測定結果を、測定に用いるデータの有意性に応じた公正価値の階層ごとに分けている。公正価値の階層は、以下のとおりに分かれる。

対象となる資産または負債の、活発に取引される市場における相場価格(修正前)(レベル1)

対象となる資産または負債の観測できる価格(レベル1に掲げる相場価格を除く)であって、価格そのものをデータとするもの、または価格から計算される値をデータとするもの(レベル2)

対象となる資産または負債に関するデータで、観測できる価格に基づかないもの(例:観測できないデータ)(レベル3)

公正価値の測定に用いた有意なデータのうち、最下位の階層に分類されるものに基づいて、全体の公正価値の測定結果をいずれの階層に分類するかを決定する。そのため、個々のデータの有意性が、全体の公正価値の測定結果に影響を及ぼすことになる。公正価値の測定結果が観測できる価格をデータとしていても、その価格が観測できないデータに基づく有意な修正を要するものであるなら、係る測定結果はレベル3に分類されることになる。特定のデータが全体の公正価値の測定結果に有意な影響を及ぼすかどうか、対象となる資産または負債に固有の事項を勘案しながら判断する。

何をもって「観測できる」とするのか、シリーズ・トラストの判断を要する。シリーズ・トラストは、市場価格のうち、入手することが容易で、定期的に配信または更新され、信頼できて検証可能であり、自社の財産でなく、対象となる市場に積極的に関与している第三者が提供するものをもって、観測できるデータとしている。

#### 公正価値で測定する金融商品

下の表およびその説明は、2015年および2014年の9月30日現在の公正価値を測定する金融商品について、その公正価値の測定結果がどの公正価値の階層に分類されるのかを分析するものである。

2015	レベル 1 英ポンド	レベル 2 英ポンド	レベル 3 英ポンド	合計 英ポンド
<b>損益を通じて公正価値で評価する金融資産</b>				
投資有価証券	69,302,506	-	-	69,302,506
	<u>69,302,506</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>69,302,506</u>
<b>損益を通じて公正価値で評価する金融負債</b>				
スワップ取引	-	386,909	-	386,909
先物取引	48,180	-	-	48,180
	<u>48,180</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>48,180</u>

48,180	386,909	-	435,089
<b>財務諸表への注記</b>			
2015年9月30日			
(続き)			

## 4. 公正価値の測定(続き)

## 公正価値で測定する金融商品(続き)

2014	レベル 1 英ポンド	レベル 2 英ポンド	レベル 3 英ポンド	合計 英ポンド
<b>損益を通じて公正価値で評価する金融資産</b>				
投資有価証券	96,213,714	-	-	96,213,714
	<u>96,213,714</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>96,213,714</u>
<b>損益を通じて公正価値で評価する金融負債</b>				
スワップ取引	-	897,885	-	897,885
先物取引	128,640	-	-	128,640
	<u>128,640</u>	<u>897,885</u>	<u>-</u>	<u>1,026,525</u>

スワップ取引は、注記3(a)で説明する会計方針に即して、評価する。観測できる市場データに基づいてスワップ取引の公正価値を測定するため、十分な情報を入手することができる。しかしながら、推定した価額が、近い将来において最終的に実現するであろう価額と著しく相違し、その相違が重要な意味を持つ可能性は存在する。

2015年9月30日に終了した会計年度内、あるいは2014年6月2日(業務開始日)から2014年9月30日までの間に、3つの階層の間で分類先を変更したものはない。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 4. 公正価値の測定(続き)

#### 公正価値で測定しない金融商品

損益を通じて公正価値で測定しない金融商品とは、簿価をもって公正価額とみなす短期金融資産および短期金融負債である。下の表は、公正価値を測定しない金融商品の公正価値を列挙したものであり、それがどの公正価値の階層に分類されるのかを分析するものである。

2015	レベル1 英ポンド	レベル 2 英ポンド	レベル 3 英ポンド	合計 英ポンド
<b>資産</b>				
現金および現金同等物	6,402,146	-	-	6,402,146
その他の未収金	-	148,169	-	148,169
	<u>6,402,146</u>	<u>148,169</u>	<u>-</u>	<u>6,550,315</u>
<b>負債</b>				
未払償還金	-	551,221	-	551,221
その他の未払金	-	87,606	-	87,606
償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産の額	<u>74,778,905</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>74,778,905</u>

	<u>74,778,905</u>	<u>638,827</u>	-	<u>75,417,732</u>
<b>2014</b>				
<b>資産</b>				
現金および現金同等物	10,621,337	-	-	10,621,337
その他の未収金	-	279,420	-	279,420
	<u>10,621,337</u>	<u>279,420</u>	-	<u>10,900,757</u>
<b>負債</b>				
約定未払金	-	198,302	-	198,302
未払償還金	-	1,014,119	-	1,014,119
その他の未払金	-	95,904	-	95,904
償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産の額	104,779,621	-	-	104,779,621
	<u>104,779,621</u>	<u>1,308,325</u>	-	<u>106,087,946</u>

**財務諸表への注記**

2015年9月30日

(続き)

**5. 金融リスクの管理**

シリーズ・トラストの投資有価証券は、ロンドン証券取引所に上場する有価証券、先物取引およびスワップ取引から構成される。シリーズ・トラストが行う投資は、金融商品およびその投資対象となる市場に関連する様々なリスクを伴う。シリーズ・トラストが負担する金融リスクのうち最も重要なものは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。

る。財政状態計算書の作成日の金融商品の残高の性質と範囲、およびシリーズ・トラストが採用するリスク管理方針を以下に説明する。

(a) 市場リスク

市場リスクとは、損失および利益が生じる可能性を具体的に計算するものであり、価格リスク、金利リスク、為替リスクなどがある。

投資リスクの管理に係るシリーズ・トラストの戦略は、投資対象ごとに定められている。シリーズ・トラストは、2つの資産クラスに係る受益証券を発行して得た資金の全てを株式に投資することにより、さらにツイン クラス受益証券の場合はスワップ取引も行うことにより、受益者に対して投資対象への投資機会を提供することを目的としている。運用会社は、定期的にその取締役会を開催して、基準価額計算人の運用管理および法令等遵守の状況を報告している。

運用会社は、シリーズ・トラストの投資目的および投資戦略に即して運用管理を行う。その際、シリーズ・トラストの資産がその投資制限に抵触する形で利用され、または投資に用いられないことのないように、必要かつ経済合理性のある手順が取られていることを確認する。運用会社は、予め策定し、定期的に更新する投資指針に即して、運用管理を行う。運用会社は、受託会社に対し、運用管理上の決定、および非常事態が生じた結果、または非常事態が生じた際取るべき運用管理上の行為について、助言を行う。

シリーズ・トラストは、市場における価格変動リスクを管理するため、その投資対象証券について、分散投資を行う。シリーズ・トラストは、主としてボトムアップ式の投資判断に基づいて、事業の成長と収益性が期待できる有価証券を選別して投資する。

(i) 価格リスク

価格リスクとは、市場価格の変動にともなって投資対象証券の価額が変動するリスクをいう。市場価格の変動は、投資戦略の固有の要因による場合もあれば、その市場で取引される全ての金融商品に影響を及ぼすような要因による場合もある。

シリーズ・トラストの投資対象証券である有価証券、先物取引およびスワップ取引は、公正価値で記載し、その変動を包括利益計算書において認識する。そのため、市況の変動は全て、2つの資産クラスの償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の価額に直接の影響を及ぼすことになる。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

#### (a) 市場リスク(続き)

##### (i) 価格リスク(続き)

株式に係る価格リスクは、シリーズ・トラストが様々な業種の有価証券に分散投資するポートフォリオを構築することにより、低減されている。さらに、価格リスクは、デリバティブ取引である先物取引を行うことにより、ヘッジされる。

2015年9月30日時点で当戦略が保有していた有価証券の市場価格を仮に1%引き上げた場合、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の価額は、693,025英ポンド(0.93%)上昇する(2014年は962,137ポンド(0.92%))。市場価格の1%の下落は、同じ金額だけ純資産の価額を下落させることになる。この計算では、スワップの変動による影響を考慮に入れていない。

下の表は、2015年および2014年の9月30日現在のシリーズ・トラストの投資対象証券について、集中投資の状況を示したものである。

	2015 英ポンド 純資産比率(%)	2014 英ポンド 純資産比率 (%)
上場株式(バミューダ分)	0.37	0.37
上場株式(チャンネル諸島のジャージー島分)	6.80	5.08
上場株式(スペイン分)	0.74	0.35
上場株式(英国分)	84.77	86.03

スワップ取引(英国分)	(0.52)	(0.86)
先物取引(英国分)	(0.06)	(0.12)
	92.10	90.85

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

#### (a) 市場リスク(続き)

##### (i) 価格リスク(続き)

副投資運用会社は、先物取引、スワップ取引および株式について、取引先および業種ごとに、集中投資リスクを監視している。シリーズ・トラストは、以下の業種に対して、集中投資を行っている。

	2015	2014
	英ポンド	英ポンド
	純資産比率	純資産比率
	(%)	(%)
<b>投資対象証券のうち上場株式</b>		
銀行業、保険業、金融業	27.47	25.02
公益事業	3.73	3.29
石油、ガス業、鉱業	14.79	24.55
エンジニアリング業、建設業、情報・通信業および製造業	13.58	12.88
食料品、飲料品、小売業	9.25	7.05
医薬品	10.81	11.08
その他	21.00	17.21
<b>スワップ取引</b>	(0.56)	(0.94)

先物取引	(0.07)	(0.14)
	<u>100.00</u>	<u>100.00</u>

先物取引の相手方当事者、スワップ取引の相手方当事者および資産保管会社に対する与信額は、財政状態計算書の作成日の時点で償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産に対する比率で、それぞれ、

0.06%、0.52%、92.68% (2014: 0.12%、0.86%、91.82%) となっている。

以下の株式の発行体に対する投資額は、2015年および2014年の9月30日現在、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産に対する比率が5%を超えている。

投資有価証券	2015 英ポンド 純資産比率 (%)	2014 英ポンド 純資産比率 (%)
BP Plc	-	5.96
HSBC Holdings Plc	5.07	5.44
Royal Dutch Shell A	-	7.34
	<u>5.07</u>	<u>18.74</u>

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

## (ii) 金利リスク

満期が3ヵ月を超えない変動金利商品で運用する現金および現金同等物を除くと、シリーズ・トラストのその他の金融資産と金融負債の多くは、無利子である。有利子の金融資産は、短期すなわち12ヵ月を超えない期間に満期を迎え、または取引が更改される。したがって、シリーズ・トラストが市中金利の水準の変動に応じて負担する金利リスクは、その公正価値に比べて限定されている。

財政状態計算書の作成日の時点の金利が1%上昇すれば、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の価額は、2015年9月30日に終わる会計年度について、64,021英ポンド(2014: 106,213英ポンド)上昇することになる。金利の1%の下落は、同じ金額だけ純資産の価額を下落させることになる。

上記の百分率の変動は、市中金利の変動に関する合理的な見積りに基づくものである。

下および裏面の表は、2015年および2014年の9月30日現在のシリーズ・トラストの金利リスクの負担の状況を示したものである。公正価値で表示したシリーズ・トラストの資産および負債を、契約の更改日または満期日のいずれか早い方に応じて区分した。

	3ヶ月未満 英ポンド	無利息 英ポンド	合計 英ポンド
<b>2015</b>			
<b>資産</b>			
現金および現金同等物	6,402,146	-	6,402,146
投資有価証券(公正価値ベース)	-	69,302,506	69,302,506
その他の未収金	-	148,169	148,169
	<u>6,402,146</u>	<u>69,450,675</u>	<u>75,852,821</u>
<b>資産計</b>			
<b>負債</b>			
スワップ取引(公正価値ベース)	-	386,909	386,909
先物取引(公正価値ベース)	-	48,180	48,180
未払償還金	-	551,221	551,221
その他の未払金	-	87,606	87,606
	<u>-</u>	<u>1,073,916</u>	<u>1,073,916</u>

負債計	-	1,073,916	1,073,916
金利感応度比率計	6,402,146		

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

## 5. 金融リスクの管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

(ii) 金利リスク(続き)

2014	3ヶ月未満 英ポンド	無利息 英ポンド	合計 英ポンド
<b>資産</b>			
現金および現金同等物	10,621,337	-	10,621,337
投資有価証券(公正価値ベース)	-	96,213,714	96,213,714
その他の未収金	-	279,420	279,420
<b>資産計</b>	<b>10,621,337</b>	<b>96,493,134</b>	<b>107,114,471</b>
<b>負債</b>			
スワップ取引(公正価値ベース)	-	897,885	897,885
先物取引(公正価値ベース)	-	128,640	128,640
約定未払金	-	198,302	198,302
未払償還金	-	1,014,119	1,014,119
その他の未払金	-	95,904	95,904

	_____	_____	_____
<b>負債計</b>	-	2,334,850	2,334,850
	=====	=====	=====
<b>金利感応度比率計</b>	10,621,337		
	=====		

**(iii) 為替リスク**

シリーズ・トラストは、機能通貨以外の通貨建ての金融商品に投資し、金融商品取引を行うことがある。その結果、シリーズ・トラストは、機能通貨のその他の通貨に対する交換比率の変動が、その資産または負債のうち機能通貨である英ポンドを含む様々な通貨建ての部分の価額にマイナスの影響を及ぼすリスクを負担することになる。受益証券の価額は、その目的を問わず円で計算し支払われるため、シリーズ・トラストは英ポンド・円の為替レートの変動リスクにさらされている。

ツイン クラス受益証券については、日本円に対する英ポンドの為替レートに連動する為替カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、日本円に対する英ポンドの為替レートの値下がりリスクにさらされることになる。ただし、逆に日本円に対する英ポンドの為替レートが値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた為替カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、英ポンドが日本円に対して値上がりする場合には、ツイン クラス受益証券の運用成績は、資産成長クラス受益証券の運用成績または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

**財務諸表への注記**

2015年9月30日

(続き)

**5. 金融リスクの管理(続き)****(a) 市場リスク(続き)****(iii) 為替リスク(続き)**

下および裏面の表は、2015年および2014年9月30日現在のシリーズ・トラストの為替リスクの負担の状況を英ポンド建てで示したものである。

2015	日本円 英ポンド	英ポンド 英ポンド	米ドル 英ポンド	総額 英ポンド
<b>資産</b>				
現金および現金同等物	3,751	6,398,395	-	6,402,146
投資有価証券(公正価値ベース)	-	69,302,506	-	69,302,506
その他の未収金	-	148,169	-	148,169
	<u>3,751</u>	<u>75,849,070</u>	<u>-</u>	<u>75,852,821</u>
<b>負債</b>				
スワップ取引(公正価値ベース)	-	386,909	-	386,909
先物取引(公正価値ベース)	-	48,180	-	48,180
未払償還金	551,221	-	-	551,221
その他の未払金	58,734	4,038	24,834	87,606
償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の額	<u>74,778,905</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>74,778,905</u>
	<u>75,388,860</u>	<u>439,127</u>	<u>24,834</u>	<u>75,852,821</u>

## 2014

## 資産

現金および現金同等物	1,014,131	9,607,206	-	10,621,337
投資有価証券(公正価値ベース)	-	96,213,714	-	96,213,714

その他の未収金	-	279,420	-	279,420
	<u>1,014,131</u>	<u>106,100,340</u>	<u>-</u>	<u>107,114,471</u>

**財務諸表への注記**  
2015年9月30日  
(続き)

5. 金融リスクの管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

(iii) 為替リスク(続き)

2014(続き)	日本円 英ポンド	英ポンド 英ポンド	米ドル 英ポンド	総額 英ポンド
<b>負債</b>				
スワップ取引(公正価値 ベース)	-	897,885	-	897,885
先物取引(公正価値ベ ース)	-	128,640	-	128,640
約定未払金	-	198,302	-	198,302
未払償還金	1,014,119	-	-	1,014,119
その他の未払金	77,366	5,665	12,873	95,904
償還可能な受益証券の所 有者に帰属する純資産の額	<u>104,779,621</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>104,779,621</u>
	<u>105,871,106</u>	<u>1,230,492</u>	<u>12,873</u>	<u>107,114,471</u>

2015年9月30日現在の金融資産および金融負債に係る為替リスクの純負担額(純資産を含む)は、

75,409,943英ポンド(2014: 104,869,848英ポンド)である。同じ日に、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産に係るその他の変数が変わらないまま、英ポンドだけがその他の全ての通貨に対して5%値上がりすれば、包括利益計算書に記載した純資産の変動額は、3,770,497英ポンド(2014: 5,243,492英ポンド)だけ増加することになる。英ポンドの5%の値下がり、その他の変数が変わらないなら、同じ金額だけ変動額を減少させることになる。

#### (b) 信用リスク

信用リスクは、シリーズ・トラストが行う金融商品取引の相手方当事者が債務不履行または契約不履行となるリスクをいう。金融資産の簿価は、2015年9月30日現在の信用リスクの最大額を示すものである。

信用リスクは、予め承認された証券会社および信頼できるその他の金融機関を相手方として取引することにより、軽減されている。また、シリーズ・トラストの金融資産は、信頼できる取引先金融機関のうち予め承認された者が保管している。上場有価証券に係る取引は、予め承認された証券会社との間で、証券資金同時受渡により決済する。買付時の資金の支払いは、証券会社が有価証券の引き渡しを受けた後に行う。取引当事者のいずれかが債務不履行となる場合には、取引は成立しない。シリーズ・トラストは、取引先に対する与信について、集中リスクを計算している。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

#### (b) 信用リスク(続き)

シリーズ・トラストが所有する株式は、全て、資産保管会社が保管している。先物取引は、信頼できる取引先であるJPモルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーと、スワップ取引は、クレディ・スイス・インターナショナルと、それぞれ行っている。資産保管会社の破産または倒産は、その保管する投資有価証券ならびに現金および現金同等物に対するシリーズ・トラストの権利の行使に遅れを生じさせ、または制限することになる。シリーズ・トラストは、資産保管会社および先物取引ならびにスワップ取引の相手方当事者について、その信用力、財政状態および格付けを監視することにより、その負担する信用リスクの状況を監視している。これらの相手方取引当事者の信用格付けを考慮して、与信の水準を適正な水準に留めることとしている。

## 金融商品取引の相殺

金融資産と金融負債は、認識した価額を相殺するための強制力のある法的根拠が現にあって、差額決済を行う予定、または金融資産の売却と金融負債の履行を同時に行う予定がある場合に限り相殺し、財政状態計算書には純額だけを記載する。

先物取引およびスワップ取引は、全て、それぞれの相手方当事者で行う。その残高は、以下および裏面に説明するとおり、財務諸表には、必要に応じて、総額または純額で表示する。

下および裏面の表は、シリーズ・トラストの金融資産および金融負債のうち、相殺契約、強制力を有する基本ネットリング契約または類似するその他の契約に付されるものを示したものである。

2015 デリバティブ取引に係 る負債		認識した負 債の総額		財政状態計 算書で相殺され た認識した資 産の総額		財政状態計 算書に記載し た負債の純 額
スワップ取引	英ポンド	(386,909)	英ポンド	-	英ポンド	(386,909)
先物取引		(48,180)		-		(48,180)
	<b>英ポンド</b>	<b>(435,089)</b>	<b>英ポンド</b>	<b>-</b>	<b>英ポンド</b>	<b>(435,089)</b>

デリバティブ負債	取引の相手方 当事者		財政状態計 算書に記載 された負債 の純額		金融商品 取引		差入証 拠金		純額
スワップ取引	Credit Suisse International	英ポ ンド	(386,909)	英ポ ンド	-	英ポ ンド	-	英ポ ンド	(386,909)
先物取引	JP Morgan Securities Plc		(48,180)		-		-		(48,180)
		<b>英ポ ンド</b>	<b>(435,089)</b>	<b>英ポ ンド</b>	<b>-</b>	<b>英ポ ンド</b>	<b>-</b>	<b>英ポ ンド</b>	<b>(435,089)</b>

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

## 5. 金融リスクの管理(続き)

## (b) 信用リスク(続き)

## 金融商品取引の相殺(続き)

2014 デリバティブ取引に係 る負債	認識した負債 の総額		財政状態計算書 で相殺された認 識した資産の総 額		財政状態計算書 に記載した負債の 純額	
スワップ取引	英ポ ンド	(897,885)	英ポ ンド	-	英ポ ンド	(897,885)
先物取引		(128,640)		-		(128,640)
	英ポ ンド	(1,026,525)	英ポ ンド	-	英ポ ンド	(1,026,525)

デリバティ ブ負債	取引の相手方 当事者	財政状態計算 書に記載され た負債の純額		金融商品 取引	差入証 拠金	純額	
スワップ取 引	Credit Suisse International	英ポ ンド	(897,885)	英ポ ンド	-	英ポ ンド	(897,885)
先物取引	JP Morgan Securities Plc		(128,640)		-		(128,640)
		英ポ ンド	(1,026,525)	英ポ ンド	-	英ポ ンド	(1,026,525)

## (c) 流動性リスク

流動性リスクとは、価格変動率が上昇し、財務的に圧迫されるような状況下で、シリーズ・トラストがその保有資産の規模の調整または再調整を妥当な価格で行うことができなくなる可能性をいう。

シリーズ・トラストは、日々の追加設定および受益証券の解約を前提に設立されているので、常に、受益者の償還請求について流動性リスクを負担している。

ただし、シリーズ・トラストの投資対象証券は、全て、ロンドン証券取引所に上場されているので、容易に換金することができるかと判断される。

運用会社は、シリーズ・トラストの方針に即して、その流動資産の状況を毎日、監視している。償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産を含むその他の金融負債の契約上の満期は、3ヵ月を超えない。

また、償還可能な受益証券は、受益者が希望すれば、直ちに償還される。しかしながら、受託会社は、実際のキャッシュ・フローがこの開示された契約上の満期のとおりになるとは考えていない。受益証券の所有者は、通常、これを中長期にわたって所有するからである。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

#### (d) 投資戦略リスク

ツイン クラス受益証券の資産で行う株式オプション・オーバーレイは、コールオプションを、スワップ取引戦略の再構築日ごとに売り建てるものである。原資産である英国の株価指数に対する行使比率は、通常、100%である。株式市況が大きく上昇する局面では、原資産である英国の株価指数も上昇する。この場合、ツイン クラス受益証券の運用成績は、原資産の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

株式オプション・オーバーレイは、ツイン クラス受益証券の受益者が得るリターンを押し上げるような設計になっている。ちなみに、英国の株価指数に連動する株式カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、投資対象証券の値下りのリスクにさらされることになる。ただし、逆に投資対象証券が値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた株式カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。

従って、英国の株価指数が上昇する場合には、ツイン クラス受益証券の運用成績は、資産成長クラス受益証券の運用成績または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

ツイン クラス受益証券の資産で行う為替オプション・オーバーレイは、コールオプションを、スワップ取引戦略の再構築日ごとに売り建てるものである。原資産である日本円に対する英ポンドの為替レートに対する行使比率は、通常、100%である。英ポンドが大きく上昇する局面では、原資産である日本円に対する英ポンドの為替レートも上昇する。この場合、ツイン クラス受益証券の運用成績は、資産成長クラス受益証券に投資した場合、または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

為替オプション・オーバーレイは、ツイン クラス受益証券の受益者のために、運用効率を改善することを目的として行う。ちなみに、日本円に対する英ポンドの為替レートに連動する為替カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、日本円に対する英ポンドの為替レートの値下がりリスクにさらされることになる。ただし、逆に日本円に対する英ポンドの為替レートが値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた為替カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、英ポンドが日本円に対して値上がりする場合には、ツイン クラス受益証券の運用成績は、資産成長クラス受益証券の運用成績または英国の有価証券に直接、投資した場合の投資収益に劣後することになる。

シリーズ・トラストが必ず利益を計上できる保証はない。シリーズ・トラストが利益を計上できなかった場合には、受益者に帰属する値上がり益や配当収入も生じず、受益証券の買取請求を行う場合の買戻し価格は、当初の取得価格に満たないことがある。さらに、シリーズ・トラストは、ポートフォリオ全体に分散投資効果をもたらさないことがある。

#### (e) スワップ取引

シリーズ・トラストは、予め計画したとおりにスワップ取引を行う。このとき、スワップ取引の価額は、ツイン クラス受益証券の資産で行うオーバーレイの投資成果に連動する(注記1を参照されたい)。価額の変動は、未実現損益として記載する(注記10を参照されたい)。シリーズ・トラストは、行使期間の末日に、相手方当事者から原資産の有価証券の価額に基づいて計算される現金を受け取り、実現損益として記載する。スワップ取引は、信用リスク、取引先リスク、金利リスクなど、様々なリスクを伴う。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

## (e) スワップ取引(続き)

オーバーレイは、ツイン クラス受益証券の受益者のために、運用効率を改善することを目的として行う。日本円に対する英ポンドの為替レートに連動する為替カバードコールオプションを売り建てることから、受益者は、日本円に対する英ポンドの為替レートの値下がりリスクにさらされることになる。ただし、逆に日本円に対する英ポンドの為替レートが値上がりする場合に、生じる利益の額は、売り建てた為替カバードコールオプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、英ポンドが日本円に対して値上がりする場合には、ツイン クラス受益証券の運用成績は、FTSE100種総合株式指数に直接、投資した場合の投資収益よりも劣後することになる。

2015年9月30日現在のスワップ取引評価損益(純資産比 0.52%)(2014:(純資産比 0.86%))

2015 対象とする戦略	行使期限	取引の相手方 当事者	想定元本	公正価値	評価損
英国の株価指数および日本円に対する英ポンドの為替レートに係るオーバーレイに連動するオプション取引(注記1を参照されたい)	(注)	Credit Suisse International	英ポンド 65,466,898	英ポンド (386,909)	英ポンド(386,909)

2014 対象とする戦略	行使期限	取引の相手方 当事者	想定元本	公正価値	評価損
英国の株価指数および日本円に対する英ポンドの為替レートに係るオーバーレイに連動するオプション取引(注記1を参照されたい)	(注)	Credit Suisse International	英ポンド 89,546,750	英ポンド (897,885)	英ポンド(897,885)

(注) 予め計画したとおりに行うスワップ取引の行使期間の末日は、適宜、ロールオーバーを促す通知により指定される。

## (f) 先物取引

2015年9月30日現在の先物取引評価損益(純資産比 0.06%)(2014:(純資産比 0.12%))

2015 対象資産	行使期限	取引の相手方当事者	数量	公正価値	評価損
--------------	------	-----------	----	------	-----

FTSE 100 Index (Britain)	2015年12月	JP Morgan Securities Plc	44	英ポンド (48,180)	英ポンド (48,180)
-----------------------------	----------	-----------------------------	----	------------------	------------------

2014 対象資産	行使期限	取引の相手方当事者	数量	公正価値	評価損
FTSE 100 Index (Britain)	2014年12月	JP Morgan Securities Plc	64	英ポンド (128,640)	英ポンド (128,640)

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

#### (g) リスクの管理

シリーズ・トラストの運用担当者は、リスク管理システムと専門家の支援を得ている。保有資産の全てとその定量リスク評価の結果について、定期的に報告を受けている。受益証券の取得を検討する投資家は、リスク管理システムが、リスクを未然に回避するためのものではなく、運用会社が構築するリスク管理態勢(ストップウィン注文、ストップロス注文、シャープレシオ、ロスリミット注文、バリュアットリスクおよび既知または未知のその他のリスク管理手法など)が必ず初期の目的を達して、多額の損失の発生を回避し、または軽減する保証が何らないことを理解しておく必要がある。リスク管理システムやリスク管理手法、あるいは価格モデルが、将来の金融商品市場における投資有価証券の価格形成につながる取引様式または取引の方法を正確に予測するものであるという保証は、何らない。

#### (h) 資本リスクの管理

シリーズ・トラストの資本とは、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産をいう。償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の価額は、毎日、大きく変動することがある。シリーズ・トラストが、日々の追加設定および受益証券の解約を前提に設立されているためである。シリーズ・トラストは、その行う資本の管理について、継続企業として、受益者には投資成果を、その他のステークホルダーには取引機会をそれぞれ継続して提供する能力を維持すること、およびシリーズ・トラストの投資行動の拡大発展の裏付けとなる強固な資本力を維持することを目的としている。シリーズ・トラストは、その資本構成を維持し、調整するため、以下の措置を講ずることを方針としている。

毎日の追加設定および解約の状況を流動資産の状況と合わせて監視し、シリーズ・トラストが償還可能な受益証券の所有者に支払う収益分配金の価額を調整すること。

シリーズ・トラストの定款の規定に即して、受益証券の解約および追加設定を行うこと。

受託会社と運用会社は、償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産の価額に照らして、資本の状況を監視している。

(i) 資産保管会社リスク

受託会社または運用会社のいずれも、シリーズ・トラストの投資対象証券の全てについて、資産保管業務を行うことはない。資産保管会社、またはその他の銀行あるいは証券会社であって資産保管会社として選定された者は、倒産することがある。その場合、シリーズ・トラストは、資産保管会社が保管していた現金または有価証券の一部または全部を失うことがある。

(j) 免責リスク

受託会社、運用会社、管理会社、資産保管会社およびその他の当事者ならびにその代理人、取締役、執行役、職員および関係会社は、特定の状況の下で、シリーズ・トラストの財産から損害を補填される権利を有している。これにより、受益証券1口あたりの純資産価額が減少することがある。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 5. 金融リスクの管理(続き)

(k) 取引先リスクおよび仲介者リスク

運用会社またはその外部委託先が取引し、またはシリーズ・トラストの取引口座を開設して投資を行う銀行および証券会社を含む金融機関および取引の相手方当事者は、財政的に困難な状況に陥り、シリーズ・トラストに対する債務について、債務不履行となることがある。係る債務不履行により、シリーズ・トラストが多額の損失を被ることがある。また、運用会社は、シリーズ・トラストの取引口座で行う特定の取引を担保するため、取引の相手方当事者に対し、証拠金の差し入れを行うことがある。

シリーズ・トラストは、取引の相手方当事者ごとにマスターネットティング契約を締結するなどして、これに対して負担する信用リスクの軽減に努めることとしている。係るマスターネットティング契約は、シリーズ・トラストに対し、取引の相手方当事者の信用力が一定の水準を割り込んで低下する場合に、対象取引の全てを解除する権限を付与するものである。マスターネットティング契約の当事者には、相手方契約当事者が債務不履行となる場合または契約が解除される場合には、対象取引の全てを終了させる権限および対象取引を原因とする相手方当事者に対する負債を、相手方当事者に対する債権と相殺する権限が付与される。店頭デリバティブ取引の相手方当事者の信用リスクを原因としてシリーズ・トラストに生じる損失の最大額は、通常、未実現利益の総額に等しい。

## 6. 現金および現金同等物

現金および現金同等物とは、以下のプライムブローカーまたは副資産保管会社が保管する現金等であって、満期が3ヵ月以下であるものをいう。

	2015 英ポンド	2014 英ポンド
J.P. Morgan Securities Plc (プライムブローカー)	668,283	928,905
BBH & Co. (副資産保管会社)	5,733,863	9,692,432
	<u>6,402,146</u>	<u>10,621,337</u>

## 7. その他の未収金

	2015 英ポンド	2014 英ポンド
未収配当金	147,669	278,760
未収利息	500	660
	<u>148,169</u>	<u>279,420</u>

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

## 8. 償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産

シリーズ・トラストは、資産成長クラス受益証券とツイン クラス受益証券と、2種類の受益証券をそれぞれ発行している。

	2015	2014
<b>資産成長クラス受益証券</b>		
年初/期首時点の発行済み受益証券の口数	28,113,557	-
発行された受益証券の総口数	13,188,550	29,883,782
	(22,441,224)	
償還された受益証券の総口数	<u>                    </u>	<u>(1,770,225)</u>
<b>年度末あるいは計算期間の末日時点の発行済み受益証券の口数</b>	<b><u>18,860,883</u></b>	<b><u>28,113,557</u></b>
<b>ツイン クラス受益証券</b>		
年初/期首時点の発行済み受益証券の口数	160,910,032	-
発行された受益証券の総口数	38,981,220	160,910,032
償還された受益証券の総口数	<u>(55,405,006)</u>	<u>                    </u>
<b>年度末あるいは計算期間の末日時点の発行済み受益証券の口数</b>	<b><u>144,486,246</u></b>	<b><u>160,910,032</u></b>

いずれの資産クラスの受益証券も、まず、当初募集期間に、投資家に対する発行価格での応募の勧誘が行われ、その最終日に、最低投資単位の条件を満たす形で、受益証券が発行された。当初募集期間の最終日の翌営業日から、当該営業日の時点の資産クラスごとの受益証券1口あたり純資産額に等しい発行基準価額での取得の勧誘が、同じく最低投資単位の条件を満たす形で行われた。資産クラスごとの受益証券1口あたり純資産額は、営業日（基準価額計算日でない場合にはその直前基準価額計算日）ごとに計算される。最低発行基準価額は、受益証券1口あたり100円であり、最低発行価額は100円である。したがって、円建ての取得の申し込みは1円単位で行うこと

ができる。運用会社は、追加設定の申込額が1億円または運用会社はその判断に基づいて定める金額に満たない場合には、その判断に基づいて、資産クラスごとに受益証券を発行しない旨の決定を行うことができる。

受益者は、買取日ごとに、事務代行会社に対して買取請求を行うことができる。行われた買取請求は、受託会社と協議した後、運用会社が別段の決定を下すのでない限り、取消不能のものとして取り扱われる。資産クラスごとの受益証券の買取価格は、買取請求日の直後に到来する基準価額計算日の基準価額計算の時点の、係る資産クラスに帰属する純資産の受益証券1口あたりの金額となる。ツイン クラス受益証券については、最終買戻日に買い取らせる場合を除いて、買取価格の0.20%相当額の買取手数料を支払わなければならない。ただし、ツイン クラス受益証券を、最終買戻日に買い取らせる場合には、買取手数料はかからない。資産成長クラス受益証券については、買取手数料はかからない。

シリーズ・トラストの資本について、社内規程による要件は設定されていない。

## 財務諸表への注記

### 2015年9月30日

(続き)

#### 8. 償還可能な受益証券の所有者に帰属する純資産(続き)

##### 収益分配金

運用会社は、その判断に基づいて、収益分配金を支払う旨を決定することができる。収益分配は、資産成長クラス受益証券については半年ごとに、ツイン クラス受益証券については毎月、それぞれの収益分配日に行われる。収益分配金の額は、それぞれの資産クラスの受益証券に帰属する収益の額(募集要項を参照されたい)に、ほぼ等しい。収益分配金は、収益分配日の直前の基準日の時点で、受益証券の所有者として登録されている者に対して支払われる。収益分配金は、源泉徴収税額および収益分配に際して負担すべきその他の価額を控除して支払う。ただし、受益者に対する現実の収益分配を行わずに、同一の資産クラスの受益証券への再投資に充てることとする。

シリーズ・トラストは、2015年9月30日に終了した会計年度の間に、ツイン クラス受益証券の所有者に対して16,469,487英ポンド(2014: 3,870,439英ポンド)、資産成長クラス受益証券の所有者に対して514,922英ポンド(2014: なし)の収益分配を行っている。

#### 9. 手数料および経費

副投資運用会社は、毎年、シリーズ・トラストの資産から支払われる運用報酬を受け取る。運用報酬の額は、純資産価額に年率0.35%を乗じて得られる金額(成功報酬の計算の前に計算する)であり、基準価額計算日ごとに発生するものとして計算し、翌月以降に支払う。副投資助言会社は、副投資運用会社が受け取る副投資運用会社報酬から助言報酬の支払いを受ける。

報酬代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、資産成長クラスについては(成功報酬控除前の)純資産価額の年率0.10%の年間報酬を、ツインクラスについては年率0.20%の年間報酬を受け取る(「運用報酬」)。運用報酬は、基準価額計算日ごとに発生するものとして計算し、翌四半期に支払う。

管理会社は、毎年、シリーズ・トラストの資産から、管理会社報酬を受け取る。管理会社報酬の額は、純資産価額に年率0.05%を乗じて得られる金額(成功報酬の計算の前に計算する)であり、基準価額計算日ごとに発生するものとして計算し、翌月以降に支払う。

資産保管会社は、毎年、シリーズ・トラストの資産から、資産保管会社報酬を受け取る。資産保管会社報酬の額は、純資産価額に年率0.015%を乗じて得られる金額(成功報酬の計算の前に計算する)であり、基準価額計算日ごとに発生するものとして計算し、翌月以降に支払う。資産保管会社にはまた、その年に実行される取引量に基づく手数料も支払われる。

受託会社には、年額10,000米ドルの報酬が毎月前払いで支払われる。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

(続き)

### 9. 手数料および経費(続き)

報酬代行会社は、シリーズ・トラストの日々の営業に係る手数料および経費の支払いを行う。これらの経常費用には、設立費用、運用報酬、ならびに報酬代行会社の判断に基づき経常費用とした以下の手数料および経費が含まれる。

通常の弁護士報酬、および監査報酬または監査費用に含まれない通常の監査費用。

シリーズ・トラストまたはトラストが監督当局に納付すべき年間手数料

投資家向けサービスおよび受益者総会、確認書、財務報告書その他の報告書、議決権行使書面、募集要項および添付書類第5号(本書面)ならびにその他の取得勧誘書類に係る通信費。これらの書類の作成、印刷、翻訳および送付に要する費用。

保険料(保険に加入する場合)

後述する設立費用

なお、報酬代行会社が、訴訟費用、損害賠償金またはその他の手数料および経費であって経常費用とされない特別のものの支払いを行うことはない。

経常費用充当費が支払うべき経常費用に満たなかった場合には、報酬代行会社は残額を負担する責任を負う。逆に、経常費用を支払った後の残額は、シリーズ・トラストの報酬代行会社の報酬として、報酬代行会社が留保する。

経常費用充当費は、毎日計算し、翌四半期以降に累積額を支払う。最初の計算期間は、当初募集期間の最終日(この日を含まない)から、その他の計算期間は、四半期の末日(この日を含まない)から、それぞれ始まる(手数料計算日という)。最終の計算期間を除いて、計算期間は翌手数料計算日(この日を含む)までである。最終の計算期間は、最終買戻日(基準価額計算日でない場合は、その直前の基準価額計算日)までである。

なお、この基準価額計算日が手数料計算日でない限り、最終の計算期間は、この基準価額計算日までとなる。

経常費用充当費からの支払いは、手数料計算日(最終の計算期間の場合は、上記の基準価額計算日)から、東京において計算する10営業日以内に行われる。

シリーズ・トラストが支払うべき手数料および経費のうち受託者が立て替えたものは、全て、シリーズ・トラストの資産から支払う。

運用会社と販売金融機関が個別に合意して定める販売手数料は、支払条件が成就した場合に支払われる。報酬代行会社は、経常費用充当費から販売手数料を支払う。

運用会社は、経常費用充当費から運用報酬を受け取ることができる。

報酬代行会社は、経常費用充当費から設立費用を支払う。

## 財務諸表への注記

2015年9月30日

( 続き )

## 9. 手数料および経費( 続き )

2015年及び2014年の9月30日現在の未払手数料は、以下のとおりである。

	2015 英ポンド	2014 英ポンド
報酬代行会社報酬	37,001	46,873
副投資運用会社報酬	21,733	30,493
受託会社報酬	10,830	9,837
監査報酬	10,338	3,036
その他の報酬	3,666	-
管理会社報酬	3,105	4,356
資産保管会社報酬	933	1,309
	<b>87,606</b>	<b>95,904</b>

## 10. 投資純損失

	2015 英ポンド	2014 英ポンド
<b>投資純損失の内訳</b>		
有価証券に係る実現純利益/(損失)	1,427,204	(122,931)
スワップ取引に係る実現純(損失)/利益	(2,824,925)	1,761,600
	(259,315)	
先物取引に係る実現純損失		(363,624)

	(1,666,676)	
有価証券に係る未実現純損失の変動額		(2,420,504)
	510,976	
スワップ取引に係る未実現純利益/(損失)の変動額		(897,885)
	80,460	(128,640)
	<u>(2,732,276)</u>	<u>(2,171,984)</u>
<b>投資による純損失</b>		

## 11. 利害関係人との取引

一方が他方を支配することが可能であるか、他方が行う財政上または業務上の決定に重要な影響を及ぼす場合には、これらを利害関係人とみなす。受託会社、財務アドバイザー、副投資助言会社、副投資運用会社および報酬代行会社は、いずれも、シリーズ・トラストの利害関係人とみなされる。ただし、これらの利害関係人との間では、通常の営業に伴う取引以外の取引は行われていない。利害関係人に対する手数料のうち計算期間に発生したものは、包括利益計算書に記載している。利害関係人から請求され、計算期間の末日の時点で未払いとなっているものは、注記9に記載するとおりである。

## 財務諸表への注記 2015年9月30日 (続き)

### 11. 利害関係人との取引(続き)

シリーズ・トラストは、クレディ・スイス・インターナショナルを取引の相手方としてスワップ取引を行っているが、係る会社は、運用会社の利害関係人である。2015年9月30日に終わる会計年度に、スワップ取引から生じた実現純損失は、2,824,925英ポンド(2014: 1,761,600英ポンドの純利益)であった。この金額は、包括利益計算書の投資純損失の項に記載している(注記10を参照)。この実現損失は、スワップ・オーバーレイ戦略を通じて売り建て/決済したオプションに関して得たプレミアムから、発生した支払額を差し引いた額に相当する。

## 12. 前年度との比較に関する情報

前年度の残高の一部について、2015年9月30日終了年度について採用した表示形態に合わせるため、修正再表示や開示している。

## 13. 後発事象

2015年9月30日の後、シリーズ・トラストについて12,240,170英ポンドの償還と6,122,258英ポンドの買付けがあった。

2016年1月29日現在、年度末後に生じたその他の事象で、財務諸表に開示すべき事項は特になかった。

[次へ](#)

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	平成28年5月17日現在	平成28年11月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,977,252,933	56,412,395,557
国債証券	24,330,903,686	19,160,437,174
現先取引勘定	-	999,999,246
流動資産合計	53,308,156,619	76,572,831,977
資産合計	53,308,156,619	76,572,831,977
負債の部		
流動負債		
未払金	-	8,780,160,940
未払解約金	614,884,548	-
その他未払費用	136,260	-
流動負債合計	615,020,808	8,780,160,940
負債合計	615,020,808	8,780,160,940
純資産の部		
元本等		
元本	1 51,672,305,067	66,498,255,508
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,020,830,744	1,294,415,529
元本等合計	52,693,135,811	67,792,671,037
純資産合計	52,693,135,811	67,792,671,037
負債純資産合計	53,308,156,619	76,572,831,977

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成28年5月18日 至 平成28年11月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成28年5月17日現在	平成28年11月17日現在
1. 1 期首	平成27年11月18日	平成28年5月18日
期首元本額	77,442,883,794円	51,672,305,067円
期中追加設定元本額	112,154,965,382円	116,088,453,329円
期中一部解約元本額	137,925,544,109円	101,262,502,888円
期末元本額の内訳		

ファンド名		
ダイワFEグローバル・バリュウ(為替ヘッジあり)	- 円	98,069円
ダイワFEグローバル・バリュウ(為替ヘッジなし)	- 円	98,069円
ダイワ/“RICI®”コモディティ・ファンド	8,952,508円	8,952,508円
US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジあり/年1回決算型)	740,564円	740,564円
US債券NB戦略ファンド(為替ヘッジなし/年1回決算型)	1,623,350円	1,623,350円
スマート・アロケーション・Dガード	93,237,527円	52,680,726円
NBストラテジック・インカム・ファンド<ラップ>米ドルコース	981円	981円
NBストラテジック・インカム・ファンド<ラップ>円コース	981円	981円
NBストラテジック・インカム・ファンド<ラップ>世界通貨分散コース	981円	981円
堅実バランスファンド - ハジメの一步 -	- 円	292,497,307円
DCダイワ・マネー・ポートフォリオ	539,322円	2,412,437,086円
ダイワファンドラップ コモディティセレクト	317,088,630円	317,088,630円
ダイワ米国株ストラテジー(通貨選択型) - トリプルリターンズ - 日本円・コース(毎月分配型)	132,757円	132,757円
ダイワ米国株ストラテジー(通貨選択型) - トリプルリターンズ - 豪ドル・コース(毎月分配型)	643,132円	643,132円
ダイワ米国株ストラテジー(通貨選択型) - トリプルリターンズ - ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)	4,401,613円	4,401,613円
ダイワ米国株ストラテジー(通貨選択型) - トリプルリターンズ - 米ドル・コース(毎月分配型)	12,784円	12,784円
ダイワ/フィデリティ北米株式ファンド - パラダイムシフト -	29,484,934円	29,484,934円
(適格機関投資家専用)スマート・シックス・Dガード	- 円	1,424,364,886円
ブルベア・マネー・ポートフォリオ	15,964,116,994円	22,818,166,612円
ブル3倍日本株ポートフォリオ	31,961,284,460円	33,433,142,180円
ベア2倍日本株ポートフォリオ	2,491,143,158円	5,041,254,199円

ダイワFEグローバル・バ リュウ株ファンド(ダイワS MA専用)	4,090,590円	4,090,590円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)ブラジル・ リアル・コース(毎月分配 型)	98,290,744円	98,290,744円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)日本円・ コース(毎月分配型)	23,590,527円	23,590,527円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)米ドル・ コース(毎月分配型)	2,163,360円	2,163,360円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)豪ドル・ コース(毎月分配型)	13,761,552円	13,761,552円
ダイワノアムンディ食糧増産 関連ファンド	4,974,315円	4,974,315円
ダイワ日本リート・ファン ド・マネー・ポートフォリオ	155,448,362円	144,657,409円
ダイワ新興国ハイインカム・ プラス - 金積立型 -	501,660円	501,660円
ダイワ新興国ハイインカム債 券ファンド(償還条項付き) 為替ヘッジあり	1,004,378円	1,004,378円
ダイワ新興国ソブリン債券 ファンド(資産成長コース)	49,082,149円	49,082,149円
ダイワ新興国ソブリン債券 ファンド(通貨コース)	196,290,094円	196,290,094円
ダイワ・ダブルバランス・ ファンド(Dガード付/部分 為替ヘッジあり)	98,713,356円	75,755,764円
ダイワ6資産バランス・ファ ンド(Dガード付/為替ヘッ ジなし)	104,556,777円	- 円
ダイワ・インフラビジネス・ ファンド - インフラ革命 - (為替ヘッジあり)	988,283円	988,283円
ダイワ・インフラビジネス・ ファンド - インフラ革命 - (為替ヘッジなし)	4,926,018円	4,926,018円
ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)米ドルコース	13,732,222円	13,732,222円
ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)日本円コース	3,874,449円	3,874,449円
ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)通貨コース	13,437,960円	13,437,960円
ダイワ英国高配当株ツイン (毎月分配型)	98,107円	98,107円
ダイワ英国高配当株ファンド	98,107円	98,107円
ダイワ英国高配当株ファン ド・マネー・ポートフォリオ	1,046,736円	1,729,852円
DCスマート・アロケーショ ン・Dガード	2,602,764円	1,963,709円
ダイワ・世界コモディティ・ ファンド(ダイワSMA専 用)	519,832円	313,861円

ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）	98,252円	98,252円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）トルコ・リラ・コース（毎月分配型）	2,554,212円	2,554,212円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）通貨セレクト・コース（毎月分配型）	1,178,976円	1,178,976円
ダイワ・オーストラリア高配当株（毎月分配型）株式コース	98,203円	98,203円
ダイワ・オーストラリア高配当株（毎月分配型）通貨コース	98,203円	98,203円
ダイワ・オーストラリア高配当株（毎月分配型）株式&通貨ツインコース	982,029円	982,029円
ダイワ米国株ストラテジー（通貨選択型）-トリプルリターンズ-通貨セレクト・コース（毎月分配型）	98,174円	98,174円
計	51,672,305,067円	66,498,255,508円
2. 期末日における受益権の総数	51,672,305,067口	66,498,255,508口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成28年5月18日 至 平成28年11月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成28年11月17日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	平成28年5月17日現在	平成28年11月17日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	69,514	127,496
合計	69,514	127,496

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成27年12月10日から平成28年5月17日まで、及び平成27年12月10日から平成28年11月17日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成28年5月17日現在	平成28年11月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	平成28年5月17日現在	平成28年11月17日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0198円 (10,198円)	1.0195円 (10,195円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	5 7 1 国庫短期証券	10,000,000	10,000,110	
	6 2 8 国庫短期証券	4,080,000,000	4,080,038,235	
	6 2 9 国庫短期証券	14,090,000,000	14,090,357,057	
	6 3 0 国庫短期証券	920,000,000	920,035,360	
	6 3 5 国庫短期証券	60,000,000	60,006,412	
国債証券 合計			19,160,437,174	
合計			19,160,437,174	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成28年5月18日から平成28年11月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 1 財務諸表

#### 【ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ】

## (1) 【貸借対照表】

	第4期 平成28年5月17日現在		第5期 平成28年11月17日現在	
	金額（円）		金額（円）	
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		812,590		755,340
親投資信託受益証券		1,067,461		1,763,584
流動資産合計		1,880,051		2,518,924
資産合計		1,880,051		2,518,924
負債の部				
流動負債				
未払受託者報酬		66		-
未払委託者報酬		862		-
その他未払費用		183		184
流動負債合計		1,111		184
負債合計		1,111		184
純資産の部				
元本等				
元本	1	1,878,608		2,519,647
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	332		907
（分配準備積立金）		-		1,616
元本等合計		1,878,940		2,518,740
純資産合計		1,878,940		2,518,740
負債純資産合計		1,880,051		2,518,924

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第4期	第5期
	自平成27年11月18日 至平成28年5月17日	自平成28年5月18日 至平成28年11月17日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	742	-
有価証券売買等損益	49	6,646
営業収益合計	693	6,646
営業費用		
支払利息	25	3,118
受託者報酬	66	-
委託者報酬	862	-
その他費用	183	187
営業費用合計	1,136	3,305
営業損失( )	443	9,951
経常損失( )	443	9,951
当期純損失( )	443	9,951
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	268	10,273
期首剰余金又は期首欠損金( )	10,221	332
剰余金増加額又は欠損金減少額	260	34,290
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	34,290
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	260	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,438	35,851
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	9,438	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	-	35,851
分配金	1	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	332	907

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第5期 自 平成28年5月18日 至 平成28年11月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第4期 平成28年5月17日現在	第5期 平成28年11月17日現在
1. 1期首元本額	13,143,578円	1,878,608円
期中追加設定元本額	869,191円	192,594,648円
期中一部解約元本額	12,134,161円	191,953,609円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,878,608口	2,519,647口
3. 2元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は907円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第4期 自 平成27年11月18日 至 平成28年5月17日	第5期 自 平成28年5月18日 至 平成28年11月17日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,092円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は1,092円(1万口当たり5.81円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,616円)、投資信託約款に規定される収益調整金(701円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は2,317円(1万口当たり9.20円)であり、分配を行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	第5期 自 平成28年5月18日 至 平成28年11月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第5期 平成28年11月17日現在	
	1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第4期 平成28年5月17日現在	第5期 平成28年11月17日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	105	448
合計	105	448

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第4期 平成28年5月17日現在	第5期 平成28年11月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第5期 自 平成28年5月18日 至 平成28年11月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第4期 平成28年5月17日現在	第5期 平成28年11月17日現在
1口当たり純資産額	1.0002円	0.9996円

(1万口当たり純資産額)	(10,002円)	(9,996円)
--------------	-----------	----------

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	1,729,852	1,763,584	
親投資信託受益証券 合計			1,763,584	
合計			1,763,584	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

## 「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ英国高配当株ファンド」に記載のとおりであります。

## 2 【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

ダイワ英国高配当株ファンド

## 【純資産額計算書】

平成28年11月30日

資産総額	710,968,245円
負債総額	23,788,455円
純資産総額（ - ）	687,179,790円
発行済数量	839,860,384口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.8182円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

## 純資産額計算書

平成28年11月30日

資産総額	77,443,549,056円
負債総額	3,246,777,000円
純資産総額（ - ）	74,196,772,056円
発行済数量	72,780,997,194口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0195円

ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ

## 純資産額計算書

平成28年11月30日

資産総額	2,518,726円
負債総額	7,159円
純資産総額（ - ）	2,511,567円
発行済数量	2,512,498口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9996円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ英国高配当株ファンド」の記載と同じ。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況 および2 事業の内容及び営業の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

平成28年11月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成28年11月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	66	217,791
追加型株式投資信託	673	12,472,436
株式投資信託 合計	739	12,690,227
単位型公社債投資信託	12	87,699
追加型公社債投資信託	14	2,003,979
公社債投資信託 合計	26	2,091,677
総合計	765	14,781,905

## 3 【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第57期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第58期事業年度に係る中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	31,438	31,715
有価証券	4,878	1,137
前払費用	139	159
未収委託者報酬	10,295	9,896
未収収益	110	87
繰延税金資産	585	468
その他	153	83
流動資産計	47,600	43,547
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	255	243
	21	18

器具備品	234	224
無形固定資産	2,759	2,706
ソフトウェア	2,758	2,385
ソフトウェア仮勘定	1	321
投資その他の資産	12,979	14,223
投資有価証券	6,667	7,872
関係会社株式	5,129	5,129
出資金	124	123
長期差入保証金	996	1,049
その他	60	47
固定資産計	15,995	17,173
資産合計	63,596	60,720

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	64	61
未払金	9,172	8,789
未払収益分配金	5	5
未払償還金	72	63
未払手数料	4,965	4,330
その他未払金	2	2
未払費用	4,162	4,215
未払法人税等	1,133	1,155
未払消費税等	1,429	538
賞与引当金	1,092	937
その他	747	22
流動負債計	17,801	15,720
固定負債		
退職給付引当金	2,072	2,209
役員退職慰労引当金	101	93
繰延税金負債	1,745	1,410
その他	2	-
固定負債計	3,920	3,714
負債合計	21,722	19,435

純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	14,126	13,960
利益剰余金合計	14,501	14,334
株主資本合計	41,171	41,004
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	702	280
評価・換算差額等合計	702	280
純資産合計	41,873	41,284
負債・純資産合計	63,596	60,720

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	90,924	88,850
その他営業収益	933	799
営業収益計	91,858	89,650
営業費用		
支払手数料	49,978	46,165
広告宣伝費	670	646
調査費	9,013	10,116
調査費	867	925
委託調査費	8,146	9,191
委託計算費	756	761
営業雑経費	1,289	1,346
通信費	252	249
印刷費	481	515
協会費	53	53
諸会費	13	14

その他営業雑経費	488	513
営業費用計	61,709	59,036
一般管理費		
給料	5,881	5,797
役員報酬	289	354
給料・手当	3,803	3,850
賞与	695	654
賞与引当金繰入額	1,092	937
福利厚生費	831	837
交際費	45	70
旅費交通費	176	211
租税公課	259	325
不動産賃借料	1,180	1,258
退職給付費用	383	394
役員退職慰労引当金繰入額	38	37
固定資産減価償却費	1,032	1,110
諸経費	1,372	1,486
一般管理費計	11,201	11,531
営業利益	18,948	19,082

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	1,226	1	109
受取利息		20		25
投資有価証券売却益		145		115
外国税関連費用引当金戻入益		-		171
その他		226		73
営業外収益計		1,620		496
営業外費用				
投資有価証券売却損		84		14
その他		67		94
営業外費用計		152		108
経常利益		20,416		19,471
特別利益				
固定資産売却益		7		-
特別利益計		7		-
特別損失				
外国税関連費用		746		-

その他	26	-
特別損失計	772	-
税引前当期純利益	19,651	19,471
法人税、住民税及び事業税	6,238	6,215
法人税等調整額	17	6
法人税等合計	6,220	6,209
当期純利益	13,431	13,262

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△13,428	△13,428	△13,428
当期純利益	-	-	-	13,262	13,262	13,262
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△166	△166	△166
当期末残高	15,174	11,495	374	13,960	14,334	41,004

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△13,428
当期純利益	-	-	13,262
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△422	△422	△422
当期変動額合計	△422	△422	△589
当期末残高	280	280	41,284

## 注記事項

(重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

## (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## (表示方法の変更)

### (損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた372百万円は、「投資有価証券売却益」145百万円、「その他」226百万円として組替えております。

## (貸借対照表関係)

### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	20百万円	23百万円
器具備品	275百万円	232百万円

## 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
未払金	4,084百万円	4,320百万円

## 3 保証債務

前事業年度（平成27年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成28年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,749百万円に対して保証を行っております。

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
受取配当金	1,065百万円	-

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日

平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日
----------------------	------	--------	-------	----------------	----------------

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,428百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,148円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

当事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27年 3月31日	平成27年 6月24日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,262百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,084円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月24日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されており、株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されており、

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 市場リスクの管理

## ( ) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

## ( ) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

## 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,438	31,438	-
(2) 未収委託者報酬	10,295	10,295	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	10,520	10,520	-
資産計	52,254	52,254	-
(1) 未払手数料	4,965	4,965	-
(2) その他未払金	4,127	4,127	-
(3) 未払費用(*)	3,366	3,366	-
負債計	12,460	12,460	-

(\*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,715	31,715	-
(2) 未収委託者報酬	9,896	9,896	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	7,987	7,987	-
資産計	49,599	49,599	-
(1) 未払手数料	4,330	4,330	-
(2) その他未払金	4,390	4,390	-
(3) 未払費用(*)	3,420	3,420	-
負債計	12,141	12,141	-

(\*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(1) 其他有価証券 非上場株式	1,025	1,021
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,129	5,129
(3) 長期差入保証金	996	1,049

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,715	-	-	-
未収委託者報酬	9,896	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,115	4,570	1,712	141
合計	42,727	4,570	1,712	141

（有価証券関係）

## 1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成27年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成28年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2．その他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	164	55	109
（2）その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

その他 証券投資信託	5,779	5,793	14
小計	5,779	5,793	14
合計	10,520	9,482	1,038

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,025百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成28年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	141	55	86
(2) その他 証券投資信託	3,875	3,408	466
小計	4,016	3,463	553
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	3,970	4,119	148
小計	3,970	4,119	148
合計	7,987	7,583	404

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,021百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	-	1
(2) その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	3	-	0
(2) その他 証券投資信託	19,069	115	13
合計	19,072	115	14

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について4百万円の減損処理を行っております。

## (退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用していません。

### 2. 確定給付制度

#### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,959百万円	2,072百万円
勤務費用	212	222
退職給付の支払額	118	120
その他	18	35
退職給付債務の期末残高	2,072	2,209

#### (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,072百万円	2,209百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,072	2,209
退職給付引当金	2,072	2,209
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,072	2,209

#### (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	212百万円	222百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	212	222

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度170百万円、当事業年度172百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	670	676
賞与引当金	305	225
外国税関連費用	241	-
未払事業税	231	224
連結法人間取引(譲渡損)	128	121
投資有価証券評価損	105	95
出資金評価損	103	98
その他	206	173
繰延税金資産小計	1,992	1,615
評価性引当額	613	347
繰延税金資産合計	1,379	1,268
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,203	2,086
その他有価証券評価差額金	335	124
繰延税金負債合計	2,539	2,210
繰延税金負債の純額	1,159	941

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.14%	0.77%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.02%	0.02%
評価性引当額の増減額	2.67%	1.29%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.51%	0.19%
その他	0.07%	0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.65%	31.89%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が24百万円、繰延税金負債（長期）が74百万円、法人税等調整額が50百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が6百万円増加しております。

（セグメント情報等）

#### [セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

#### [関連情報]

##### 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### （1）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

#### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

#### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

## 1．関連当事者との取引

## （ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,834	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,749	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

## （イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	978	長期差入保証金	971

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	27,062	未払手数料	3,188
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	593	未払費用	252
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,028	長期差入保証金	1,027

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

### （1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,052.69円	1株当たり純資産額	15,826.85円
1株当たり当期純利益	5,148.94円	1株当たり当期純利益	5,084.10円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益(百万円)	13,431	13,262
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		22,153
有価証券		529
未収委託者報酬		9,521
繰延税金資産		428
その他		351
流動資産合計		32,984
固定資産		
有形固定資産	1	241
無形固定資産		
ソフトウェア		2,212
その他		252
無形固定資産合計		2,465
投資その他の資産		
投資有価証券		7,003
関係会社株式		5,129
その他		1,296
投資その他の資産合計		13,430
固定資産合計		16,137
資産合計		49,121

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (平成28年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金		7,144
未払費用		3,762
未払法人税等		1,205
賞与引当金		733
その他	3	434
<b>流動負債合計</b>		<b>13,279</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金		2,301
役員退職慰労引当金		122
その他		9
<b>固定負債合計</b>		<b>2,432</b>
<b>負債合計</b>		<b>15,712</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金		15,174
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金		11,495
<b>資本剰余金合計</b>		<b>11,495</b>
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金		374
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金		6,184
<b>利益剰余金合計</b>		<b>6,559</b>
<b>株主資本合計</b>		<b>33,229</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		179
<b>評価・換算差額等合計</b>		<b>179</b>
<b>純資産合計</b>		<b>33,408</b>
<b>負債・純資産合計</b>		<b>49,121</b>

## (2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		39,705
その他営業収益		356
営業収益合計		40,062
営業費用		
支払手数料		20,125
その他営業費用		5,997
営業費用合計		26,122
一般管理費	1	5,754
営業利益		8,184
営業外収益	2	165
営業外費用	3	59
経常利益		8,290
特別利益		-
特別損失	4	260
税引前中間純利益		8,029
法人税、住民税及び事業税		3,936
法人税等調整額		1,393
中間純利益		5,486

### (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,960	14,334	41,004
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 13,261	△ 13,261	△ 13,261
中間純利益	-	-	-	5,486	5,486	5,486
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 7,775	△ 7,775	△ 7,775
当中間期末残高	15,174	11,495	374	6,184	6,559	33,229

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	280	280	41,284
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 13,261
中間純利益	-	-	5,486
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 100	△ 100	△ 100
当中間期変動額合計	△ 100	△ 100	△ 7,875
当中間期末残高	179	179	33,408

## 注記事項

(重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社

移動平均法による原価法により計上しております。

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

## （２）無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

## ３．引当金の計上基準

### （１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

### （２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

### （３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

## ４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### （１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### （２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## （中間貸借対照表関係）

### １ 減価償却累計額

	当中間会計期間 （平成28年 9月30日現在）
有形固定資産	273百万円

### ２ 保証債務

当中間会計期間（平成28年 9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,554百万円に対して保証を行っております。

## 3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

## ( 中間損益計算書関係 )

## 1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
有形固定資産	16百万円
無形固定資産	528百万円

## 2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
受取配当金	62百万円
投資有価証券売却益	53百万円

## 3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
為替差損	23百万円
投資有価証券売却損	16百万円

## 4 特別損失の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
MMF等償還関連費用	260百万円

## ( 中間株主資本等変動計算書関係 )

当中間会計期間（自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日）

## 1 . 発行済株式の種類及び総数に関する事項

( 単位：千株 )

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608

合計	2,608	-	-	2,608
----	-------	---	---	-------

## 2. 配当に関する事項

### 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,261	5,084	平成28年 3月31日	平成28年 6月24日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成28年9月30日)

### 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,153	22,153	-
(2) 未収委託者報酬	9,521	9,521	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,511	6,511	-
資産合計	38,186	38,186	-
(1) 未払金	7,144	7,144	-
(2) 未払費用(*)	3,762	3,762	-
負債合計	10,906	10,906	-

(\*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

#### 負 債

##### (1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	1,021
子会社株式	5,129
差入保証金	1,051

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成28年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	111	55	56
(2) その他			
証券投資信託	3,994	3,627	366
小計	4,105	3,682	422
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	2,406	2,569	163
小計	2,406	2,569	163
合計	6,511	6,252	259

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 1,021百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

## [ セグメント情報 ]

当中間会計期間（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## [ 関連情報 ]

当中間会計期間（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日）

## 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## ( 1 ) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## ( 2 ) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日）

該当事項はありません。

## [ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日）

該当事項はありません。

## [ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日）

該当事項はありません。

## ( 1 株当たり情報 )

	当中間会計期間 ( 自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日 )
1 株当たり純資産額	12,807.54円
1 株当たり中間純利益金額	2,103.26円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
中間純利益(百万円)	5,486
普通株式に係る中間純利益(百万円)	5,486
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 4 利害関係人との取引制限および5 その他」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年12月16日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ英国高配当株ファンドの平成28年5月18日から平成28年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ英国高配当株ファンドの平成28年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成28年12月16日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオの平成28年5月18日から平成28年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオの平成28年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月27日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月24日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了す

る中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。